

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

令和6年の大阪市、堺市及び大阪府における人口、人口密度及び世帯数の現況は第3.2.1-1表、令和2～6年の人口の推移は第3.2.1-2表、令和5年の人口動態は第3.2.1-3表のとおりである。令和6年10月1日現在の大阪市における人口は2,791,907人、世帯数が1,563,504世帯となっており、大阪府全体に対してそれぞれ約32%、約36%を占めている。堺市における人口は806,860人、世帯数が374,040世帯となっており、大阪府全体に対してともに約9%を占めている。また、人口の推移をみると、大阪市では増加の傾向がみられるが、堺市では年々減少の傾向がみられる。

第3.2.1-1表 人口、人口密度及び世帯数の現況（令和6年）

府・市	項目	人口（人）			人口密度 （人/km ² ）	世帯数 （世帯）
		総数	男	女		
大阪市		2,791,907	1,342,767	1,449,140	12,390	1,563,504
堺市		806,860	383,213	423,647	5,385	374,040
大阪府		8,770,315	4,190,381	4,579,934	4,603	4,309,429

注：令和6年10月1日現在の値を示す。
〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

第3.2.1-2表 人口の推移（令和2～6年）

（単位：人）

府・市	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大阪市	2,752,412	2,750,835	2,756,807	2,770,520	2,791,907
堺市	826,161	821,598	816,559	812,027	806,860
大阪府	8,837,685	8,807,279	8,787,414	8,774,574	8,770,315

注：令和6年10月1日現在の値を示す。
〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

第3.2.1-3表 人口動態（令和5年）

（単位：人）

府・市	項目	自然動態			社会動態			純増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
大阪市		18,735	34,460	-15,725	225,031	190,938	32,112	16,387
堺市		5,081	10,093	-5,012	27,012	26,032	980	-4,032
大阪府		55,292	104,964	-49,672	159,522	146,451	13,071	-36,601

注：1. 堺市は、住民基本台帳に基づく数値である。
2. 大阪市及び堺市における社会動態の増減は、転入と転出の差以外の増減が含まれるため、転入と転出の差と一致しない。
〔「1年間の人口の動き（令和5年中の人口の動き）」（大阪市HP、閲覧：令和7年5月）
「堺市統計書 令和6年度版」（堺市、令和7年）
「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における産業別就業者数は、第3.2.1-4表のとおりである。大阪市では総就業者数2,363,578人に対して、卸売業、小売業が269,126人（総数の約11%）、堺市では総就業者数704,798人に対して、卸売業、小売業が69,240人（総数の約10%）と両市とも卸売業、小売業が最も多くなっている。また、大阪府の総就業者数は7,561,227人であり、大阪市はその約31%を、堺市はその約9%を占めている。

第3.2.1-4表 産業別就業者数（令和2年）

（単位：人）

府・市	大阪市	堺市	大阪府
項目			
農業、林業	1,539	1,920	20,564
漁業	84	44	846
鉱業、採石業、砂利採取業	49	6	148
建設業	93,985	30,594	307,174
製造業	213,524	63,813	703,731
電気・ガス・熱供給・水道業	5,694	2,088	19,701
情報通信業	77,502	9,802	162,867
運輸業、郵便業	88,253	26,974	297,690
卸売業、小売業	269,126	69,240	782,716
金融業、保険業	38,223	9,196	109,492
不動産業、物品賃貸業	52,412	11,154	139,350
学術研究、専門・技術サービス業	71,644	13,196	177,617
宿泊業、飲食サービス業	107,532	22,672	273,313
生活関連サービス業、娯楽業	55,182	13,805	156,394
教育、学習支援業	61,998	22,081	225,061
医療、福祉	194,842	63,828	635,034
複合サービス事業	5,245	2,138	20,004
サービス業(他に分類されないもの)	127,156	28,758	342,025
公務(他に分類されるものを除く)	29,820	12,764	116,530
総就業者数	2,363,578	704,798	7,561,227

注：令和2年10月1日現在の値である。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

(2) 生産量及び生産額等

① 農業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における農家数は、第3.2.1-5表のとおりである。大阪市では農家総数348戸に対して、販売農家が97戸、自給的農家が251戸、堺市では農家総数2,172戸に対して、販売農家が650戸、自給的農家が1,522戸となっており、両市とも自給的農家が多くなっている。また、大阪府の農家総数は20,813戸であり、大阪市はその約2%を、堺市はその約10%を占めている。

第3.2.1-5表 農家数（令和2年）

（単位：戸）

府・市	項目	総数	販売農家	自給的農家
大阪市		348	97	251
堺市		2,172	650	1,522
大阪府		20,813	7,413	13,400

注：1. 令和2年2月1日現在の値である。

2. 農家とは調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

3. 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

4. 自給的農家とは経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における経営耕地面積は、第3.2.1-6表のとおりである。大阪市では経営耕地総面積55haに対して、田が33ha（総面積の約60%）、堺市では経営耕地総面積425haに対して、田が294ha（総面積の約69%）となっており、両市とも田が最も多くなっている。また、大阪府の経営耕地総面積は5,105haであり、大阪市はその約1%、堺市はその約8%を占めている。

第3.2.1-6表 経営耕地面積（令和2年）

（単位：ha）

府・市	項目	総数	田	畑	樹園地
大阪市		55	33	21	1
堺市		425	294	99	31
大阪府		5,105	3,663	868	574

注：令和2年2月1日現在の値である。

〔「2020年農林業センサス」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

令和５年の大阪市、堺市及び大阪府における農業産出額は、第３.２.１-７表のとおりである。大阪市では農業産出額合計５５千万円に対して、野菜が４４千万円（合計の約８０％）、堺市では農業産出額合計３３１千万円に対して、野菜が１３１千万円（合計の約４０％）と両市とも野菜が最も多くなっている。また、大阪府の農業産出額合計は３,２００千万円であり、大阪市はその約２％、堺市はその約１０％を占めている。

第３.２.１-７表 農業産出額（令和５年）

（単位：千万円）

府・市		大阪市	堺市	大阪府
項目				
合計		55	331	3,200
耕種	米	3	57	520
	麦類	－	x	x
	雑穀	－	－	0
	豆類	－	0	0
	いも類	1	5	40
	野菜	44	131	1,490
	果実	0	19	740
	花き	3	2	190
	工芸農産物	0	－	0
	その他作物	x	x	x
畜産	肉用牛	－	4	30
	乳用牛	－	99	120
	生乳	－	97	120
	豚	－	x	20
	鶏	4	－	10
	鶏卵	4	－	10
	ブロイラー	－	－	－
その他畜産物		－	x	－
加工農産物		－	－	－

注：１．「０」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

２．合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

「令和５年 生産農業所得統計」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）
「令和５年 市町村別農業産出額（推計）」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）より作成

② 林業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における保有形態別林野面積は、第3.2.1-8表のとおりである。大阪市では林野は事実上存在しない。堺市では林野総面積395haに対して、私有林が391ha（総面積の約99%）となっている。また、大阪府の林野総面積は57,127haであり、堺市はその約0.7%を占めている。

第3.2.1-8表 保有形態別林野面積（令和2年）

（単位：ha）

府・市 項目	総数	国有林		民有林	
		林野庁所管	その他官庁所管	公有林	私有林
大阪市	-	-	-	-	-
堺市	395	-	-	4	391
大阪府	57,127	1,017	226	4,670	51,178

〔「2020年農林業センサス」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

③ 漁業

令和5年の大阪市、堺市及び大阪府における主とする漁業種類別経営体数は、第3.2.1-9表のとおりである。大阪市では経営体数合計が44経営体であり、その他の漁業の経営体数が35経営体（複数回答）と最も多い。堺市では経営体数合計63経営体であり、刺網が57経営体（複数回答）と最も多い。また、大阪府の経営体数合計は480経営体であり、大阪市はその約9%、堺市はその約13%を占めている。

第3.2.1-9表 主とする漁業種類別経営体数（令和5年）

（単位：経営体）

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	44	63	480
底びき網	-	9	134
船びき網	8	1	51
まき網	-	-	4
刺網	25	57	246
小型定置網	-	-	10
その他の網漁業	1	6	36
ひき縄釣	21	23	79
その他の釣	-	8	53
潜水器漁業	-	-	19
採貝・採藻	2	-	7
その他の漁業	35	46	219
海面養殖	-	-	38

注：1. 「-」は、事実のないものを示す。

2. 各項目の経営体数は複数回答であるため、合計と一致しない。

〔「2023年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）地域等別統計表」（総務省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

平成 30 年の大阪市、堺市及び大阪府における漁業種類別漁獲量は第 3.2.1-10 表、魚種別漁獲量は第 3.2.1-11 表のとおりである。大阪市では漁獲量合計 210 t、堺市では漁獲量合計 99 t となっているが、統計数値を公表していないものがあるため、それぞれ内訳は不明である。大阪府の漁獲量合計は 8,581 t であり、大阪市はその約 2%を、堺市はその約 1%を占めている。そのうち、大阪府の魚類の漁獲量の合計は 8,226 t であり、大阪市はその約 3%を、堺市はその約 1%を占めている。

第 3.2.1-10 表 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	210	99	8,581
小型底びき網	－	x	982
船びき網	x	x	3,120
中・小型まき網	－	－	4,104
その他の刺網	2	8	231
小型定置網	x	－	63
ひき縄釣	x	3	6
その他の釣	－	－	13
採貝・採藻	1	－	3
その他の漁業	0	1	60

注：「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

〔「平成 30 年 海面漁業生産統計調査」（総務省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

第 3.2.1-11 表 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

魚種		大阪市	堺市	大阪府
合計		210	99	8,581
魚類	さめ類	－	－	7
	このしろ	－	0	404
	まいわし	－	0	938
	かたくちいわし	－	－	550
	しらす	x	x	2,937
	まあじ	0	0	116
	むろあじ類	－	－	4
	さば類	－	－	115
	ぶり類	0	－	10
	ひらめ	－	0	7
	かれい類	0	0	191
	あなご類	－	0	14
	たちうお	1	4	64
	まだい	－	0	84
	くろだい・へだい	1	6	160
	さわら類	0	0	81
	すずき類	1	6	185
	いかなご	x	x	183
	ふぐ類	－	0	11
	その他の魚類	1	2	2,165
	魚類計	210	96	8,226
えび類	くるまえび	－	0	1
	その他のえび類	－	0	115
かに類	がざみ類	－	0	28
	その他のかに類	－	0	1
貝類	あわび類	－	－	0
	さざえ	－	0	1
	その他の貝類	1	0	30
その他のいか類		－	0	69
たこ類		－	1	67
その他の水産動物類		－	0	42
その他の海藻類		－	－	2

注：1. 「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

2. 漁獲量「0」及び「x」の計算処理の関係で、魚類、えび類等の漁獲量は、魚種別の漁獲量合計と合わない場合がある。

〔「平成 30 年 海面漁業生産統計調査」（総務省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

④ 製造業

令和３年の大阪市、堺市及び大阪府における製造業の事業所数及び従業者数並びに令和２年の製造品出荷額等は、第３.２.１-１２表のとおりである。大阪市の事業所数は４,９８９所、従業者数は１１０,８３４人、製造品出荷額等は３５３,１４９,４２６万円であり、それぞれ大阪府全体の約３５％、約２７％、約２１％を占めている。堺市の事業所数は１,２０９所、従業者数は４９,９７１人、製造品出荷額等は３５５,１５８,９６２万円であり、それぞれ大阪府全体の約８％、約１２％、約２１％を占めている。

第３.２.１-１２表 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和２、３年）

府・市	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
大阪市		4,989	110,834	353,149,426
堺市		1,209	49,971	355,158,962
大阪府		14,412	417,816	1,697,579,275

注：１．事業所数及び従業者数は、令和３年６月１日現在の従業者４人以上の値を示す。

２．製造品出荷額等は、令和２年の値を示す。

〔「令和６年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和７年）より作成〕

⑤ 商業

令和３年の大阪市、堺市及び大阪府における商業の事業所数及び従業者数並びに年間商品販売額は、第３.２.１-１３表のとおりである。大阪市の事業所数は３４,５９７所、従業者数は４１５,９５５人、年間商品販売額は３９,７２７,４２８百万円であり、それぞれ大阪府全体の約４９％、約５４％、約７４％を占めている。堺市の事業所数は４,７９６所、従業者数は４８,８１４人、年間商品販売額は１,７７１,１４３百万円であり、それぞれ大阪府全体の約７％、約６％、約３％を占めている。

第３.２.１-１３表 商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（令和３年）

府・市	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪市		34,597	415,955	39,727,428
堺市		4,796	48,814	1,771,143
大阪府		71,308	776,664	53,644,294

〔「令和３年経済活動センサスー活動調査」（総務省HP、閲覧：令和７年５月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

令和6年の大阪市、堺市及び大阪府における土地利用区分別面積は第3.2.2-1表、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の現況は第3.2.2-1図のとおりである。

大阪市では評価総地積の総数 112,538,592m² に対して、宅地が 106,110,608m²（総数の約 94%）と最も多くなっており、堺市では評価総地積の総数 89,069,818m² に対して、宅地が 64,817,434m²（総数の約 73%）と最も多くなっている。大阪府の評価総地積の総数は 885,951,984m² であり、大阪市はその約 13%を、堺市はその約 10%を占めている。

対象事業実施区域は、土地利用の現況として、建物用地、公共施設等用地、森林及び空地に該当している。

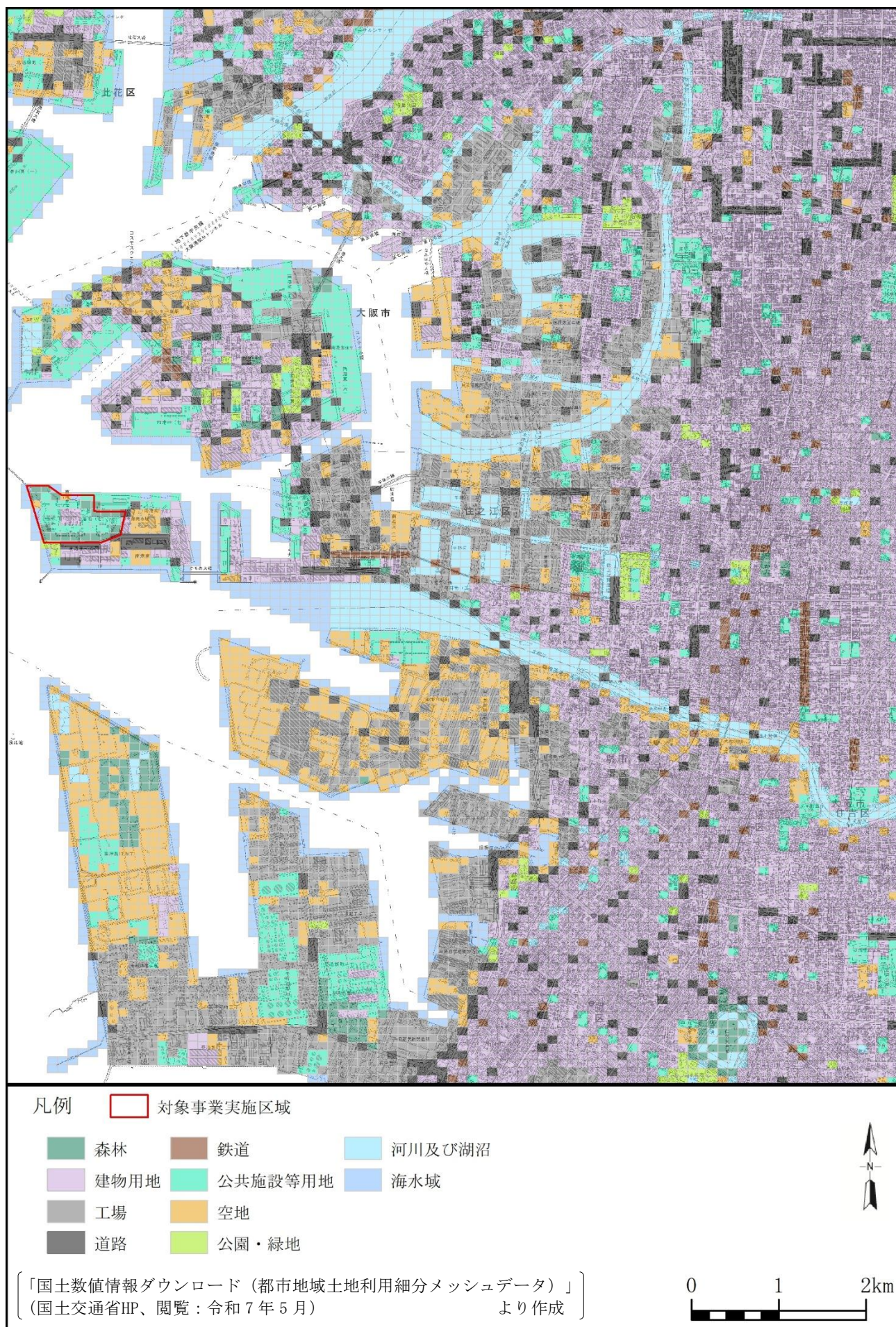
第 3.2.2-1 表 土地利用区分別面積（令和 6 年）

（単位：m²）

府・市		大阪市	堺市	大阪府
項目				
総数		112,538,592	89,069,818	885,951,984
地 目 別 民 有 地	田	340,270	9,053,433	99,724,598
	畑	414,312	3,354,530	36,973,852
	宅地	106,110,608	64,817,434	528,863,177
	池沼	－	276,784	386,124
	山林	－	3,923,128	143,528,709
	原野	－	102,964	3,745,312
	雑種地	5,673,402	7,515,707	72,673,899

注：令和 6 年 1 月 1 日現在の値を示す。

〔「令和 6 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）より作成〕



第 3.2.2-1 図 土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

令和5年の大阪市、堺市及び大阪府における用途地域別面積は第3.2.2-2表、対象事業実施区域及びその周辺における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用基本計画は第3.2.2-2図、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定状況は第3.2.2-3図のとおりである。

大阪府の用途地域合計面積は95,379.2haであり、大阪市はその約22%を、堺市はその約11%を占めている。

対象事業実施区域は、「国土利用計画法」では都市地域に、「都市計画法」では準工業地域に指定されている。

第3.2.2-2表 用途地域別面積（令和5年）

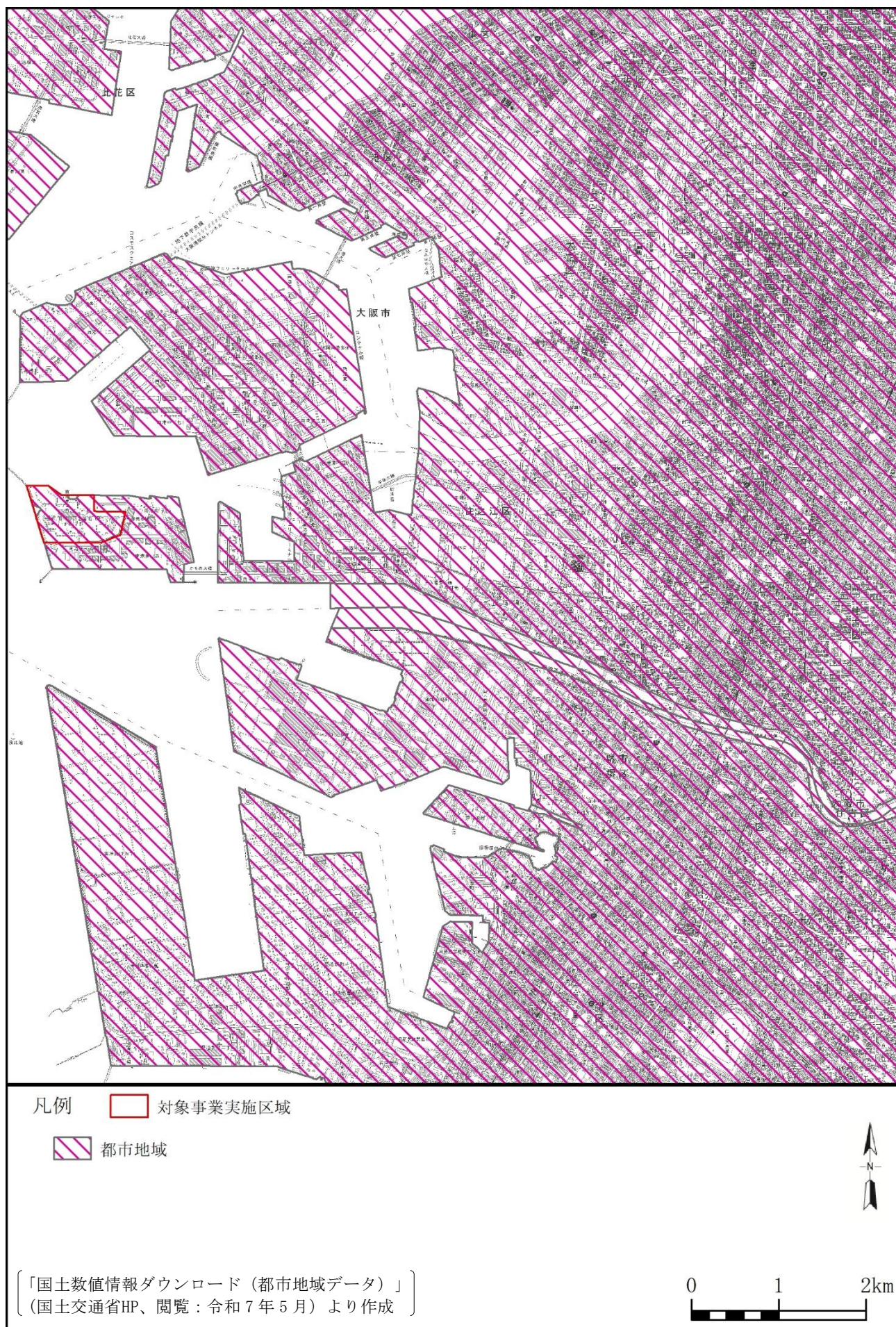
（単位：ha）

府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	21,145.0	10,661.9	95,379.2
第一種低層住居専用地域	－	1,131.0	10,012.6
第二種低層住居専用地域	－	20.0	151.1
第一種中高層住居専用地域	359.0	2,443.0	16,261.6
第二種中高層住居専用地域	2,045.0	1,130.0	9,984.1
第一種住居地域	5,343.0	1,680.0	18,663.5
第二種住居地域	1,191.0	193.0	5,000.4
準住居地域	350.0	1.9	1,008.8
近隣商業地域	574.0	760.0	3,476.3
商業地域	3,773.0	271.0	5,113.2
準工業地域	4,589.0	820.0	17,275.5
工業地域	922.0	309.0	3,289.0
工業専用地域	1,999.0	1,913.0	5,143.1

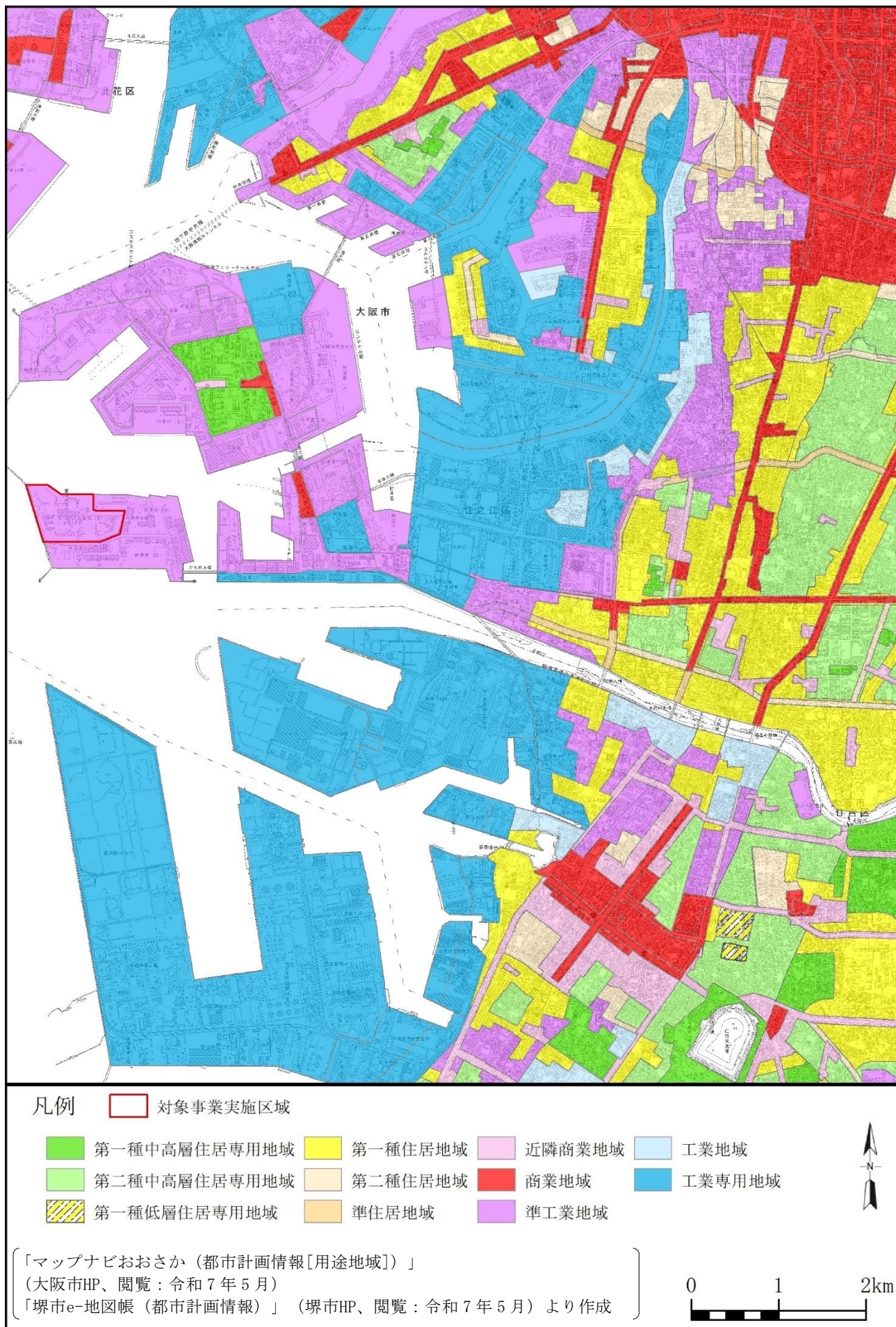
注：1. 令和5年3月31日現在の値である。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕



第 3.2.2-2 図 土地利用基本計画



第 3.2.2-3 図 用途地域の指定状況

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

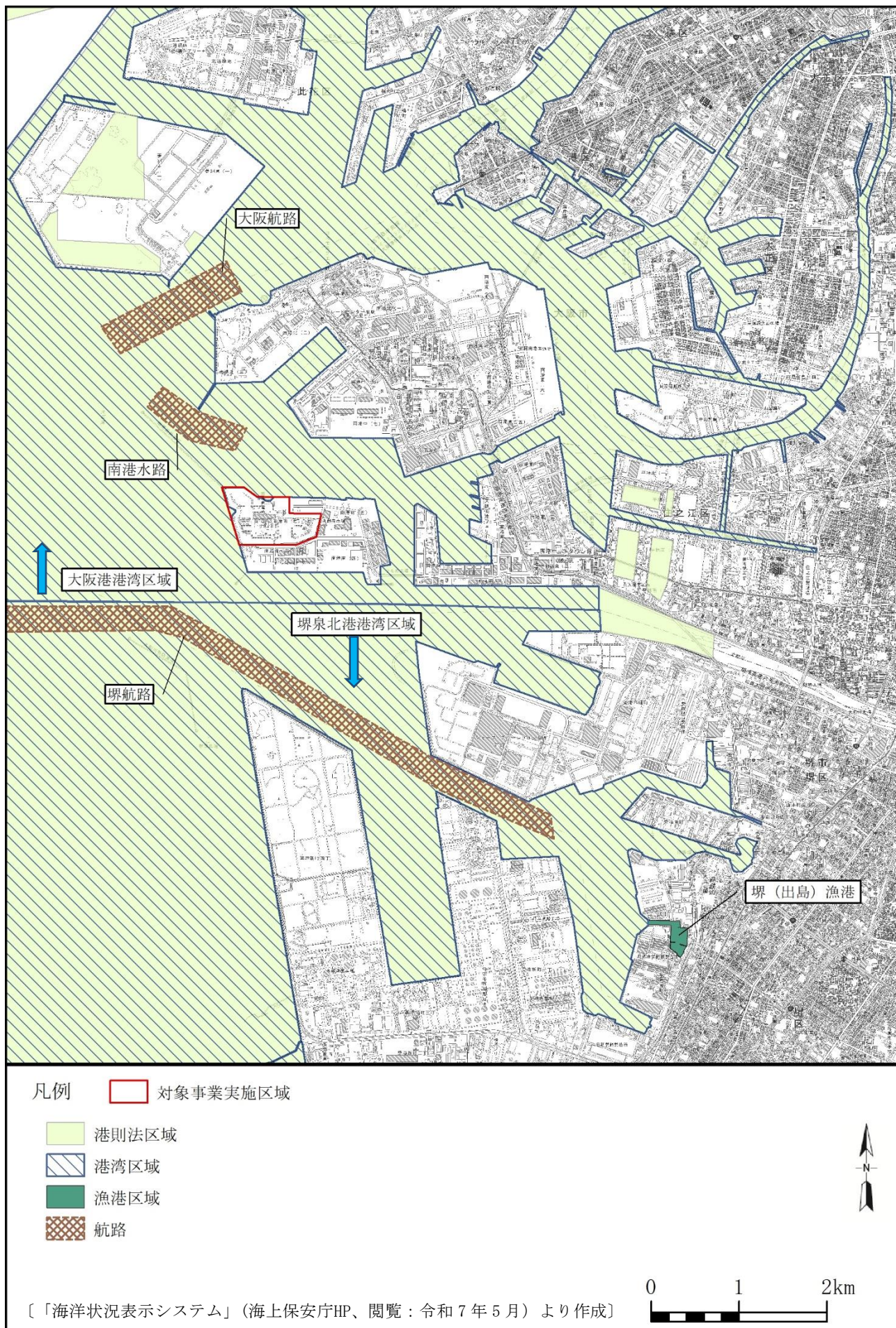
対象事業実施区域の周辺における主な河川の位置は、第 3.1.2-4 図のとおりである。対象事業実施区域の周辺海域における流入河川として、一級河川の安治川、尻無川、木津川、住吉川、大和川水系の大和川及び二級河川の内川があり、安治川、木津川、大和川では農業用水、水道用水及び工業用水に利用されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において内水面漁業権は設定されていない。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺海域における海域利用の状況は、第 3.2.3-1 図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域は、「港則法」（昭和 23 年法律第 174 号）に基づく阪神港港域に属し、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく国際戦略港湾の大阪港港湾区域及び堺泉北港港湾区域に指定されている。また、対象事業実施区域及びその周辺海域には、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」（昭和 25 年法律第 137 号）に基づく第 1 種漁港の堺（出島）漁港がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺海域では漁業権は設定されていない。



第 3.2.3-1 図 海域利用の状況

3. 地下水の利用状況

令和 5 年の大阪市、堺市及び大阪府における地下水の利用状況は、第 3. 2. 3-1 表のとおりである。

大阪府では、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による地下水の採取規制が第 3. 2. 3-2 図のとおり行われており、対象事業実施区域及びその周辺は「工業用水法」及び「建築物地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」による地下水採取の規制区域となっている。

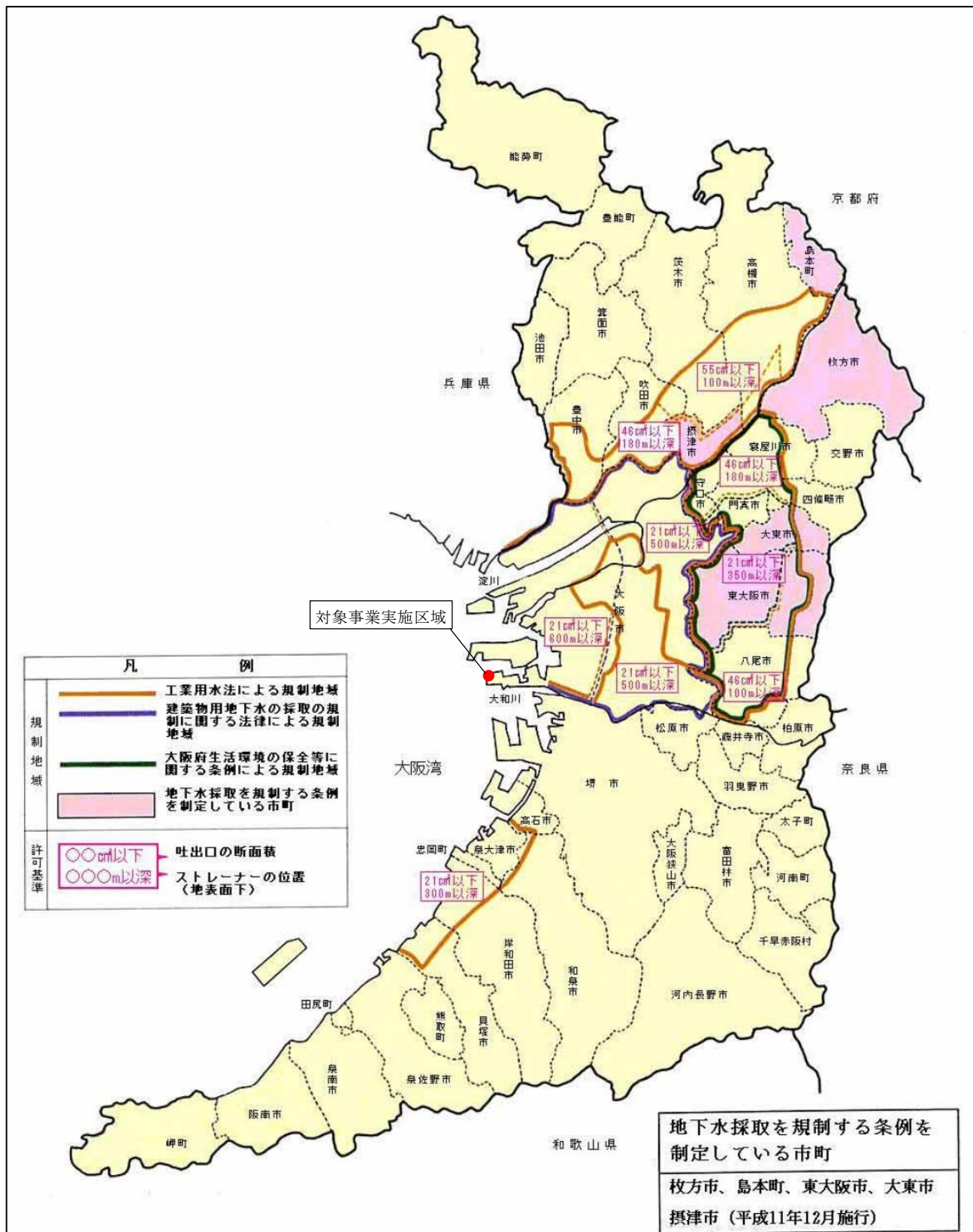
第 3. 2. 3-1 表 地下水の利用状況（令和 5 年）

（単位：千 m^3 /日）

府・市 \ 項目	工業用	上水用	公共用	農業用	一般用	合計
大阪市	0	0	0	1	5	7
堺市	2	0	0	0	2	5
大阪府	44	126	24	15	27	235

注：四捨五入の関係で、合計が一致しない。

「大阪府における地下水利用及び地盤沈下等の状況について」（令和 5 年）
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3. 2. 3-2 図 大阪府による地下水採取規制図

〔「地下水の採取規制」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通

対象事業実施区域及びその周辺における主要な交通網及び道路交通量測定点の位置は第 3.2.4-1 図、令和 3 年度の対象事業実施区域及びその周辺における道路交通量の測定結果は第 3.2.4-1 表のとおりである。

(1) 主要な道路の状況

主要な道路として、高速道路（阪神高速）の高速湾岸線が沿岸部を南北に、高速堺線が内陸部を南北に、幹線道路の一般国道 26 号が南北に走っている。

平日 12 時間（7～19 時）の道路交通量が最も多い測定点は図中番号 8 の高速湾岸線（大阪市住之江区平林南 2 丁目）で、68,816 台となっている。高速道路以外で交通量が最も多い測定点は図中番号 34 の一般国道 310 号（堺市堺区北丸保園 3）で、52,304 台となっている。

(2) 鉄道の状況

鉄道として、大阪メトロ南港ポートタウン線、大阪メトロ中央線が大阪市内から対象事業実施区域北側の埋立地（コスモスクエア地区）等を走っており、対象事業実施区域の最寄り駅は南港ポートタウン線の南港東駅である。

第 3.2.4-1 表(1) 道路交通量の測定結果（令和 3 年度）

図中 番号	路線名	測定点名	交通量（台）	
			平日 12 時間	平日 24 時間
1	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港 1 丁目	15,507	21,034
2	高速湾岸線	大阪市此花区桜島 1 丁目	65,423	87,814
3	高速大阪東大阪線	大阪市港区弁天 2 丁目	48,020	64,603
4		大阪市港区海岸通 3 丁目	32,650	42,247
5	高速湾岸線	大阪市港区港晴 2 丁目	46,861	61,855
6		大阪市住之江区南港東 8 丁目	42,420	56,322
7		大阪市住之江区南港東 2 丁目	62,545	82,538
8		大阪市住之江区平林南 2 丁目	68,816	90,218
9		堺市堺区塩浜町	62,041	80,966
10		堺市堺区大浜西町	60,480	78,866
11		堺市西区石津西町	51,333	67,297
12	高速道路西大阪線	大阪市港区波除 5 丁目	16,589	21,835
13		大阪市港区南市岡 3 丁目	18,723	24,427
14		大阪市大正区泉尾 3 丁目	15,387	20,385
15		大阪市大正区三軒家東 3 丁目	16,929	22,301
16		大阪市西成区南開 2 丁目	6,070	7,689
17	高速大阪堺線	大阪市浪速区幸町 2 丁目	35,623	46,059
18		大阪市西成区北津守 1 丁目	39,879	51,503
19		大阪市西成区北津守 1 丁目	39,879	51,503
20		大阪市西成区長橋 3 丁目	45,954	59,299
21		大阪市西成区千本中 2 丁目	48,173	62,122
22		大阪市住之江区浜口西 1 丁目	38,394	49,304
23		堺市堺区柳之町東	29,449	38,209
24		堺市堺区柳之町東	29,449	38,209
25		堺市堺区翁橋町 1 丁目	14,882	19,678
26		大阪市中央区千日前 1 丁目	23,436	29,991

第 3. 2. 4-1 表 (2) 道路交通量の測定結果 (令和 3 年度)

図中 番号	路線名	測定点名	交通量 (台)	
			平日 12 時間	平日 24 時間
27	高速大阪池田線	大阪市浪速区難波中 2 丁目	28,865	37,371
28		大阪市浪速区日本橋西 2 丁目	32,508	41,829
29		大阪市浪速区日本橋 5 丁目	29,952	38,558
30		大阪市天王寺区茶臼山町	57,185	73,910
31	高速大阪松原線	大阪市天王寺区茶臼山町	50,369	65,335
32	一般国道 26 号	大阪市住之江区西住江 2 丁目	25,077	36,612
33		堺市堺区戎島町 4	24,193	34,289
34	一般国道 310 号	堺市堺区北丸保園 3	52,304	70,934
35	浪速鶴町線	大阪市浪速区久保吉 2 丁目	9,351	12,250
36	住吉八尾線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	17,199	22,875
37	大阪臨海線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	26,725	37,950
38		堺市堺区山本町 4 丁	33,388	49,394
39	大阪和泉泉南線	大阪市住吉区万代東 1 丁目	19,393	27,150
40		堺市堺区大仙西町 6 丁	23,247	30,438
41	堺大和高田線	堺市北区北長尾町 6 丁	9,274	12,641
42	大阪枚岡奈良線	大阪市中央区千日前 1 丁目	25,568	36,818
43	大阪八尾線	大阪市大正区鶴町 3 丁目	1,968	2,499

注：1. 図中番号は、第 3. 2. 4-1 図を参照。

2. 12 時間は 7～19 時まで、24 時間は 7 時～翌 7 時までの往復交通量を示す。

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス)」
(国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

2. 海上交通

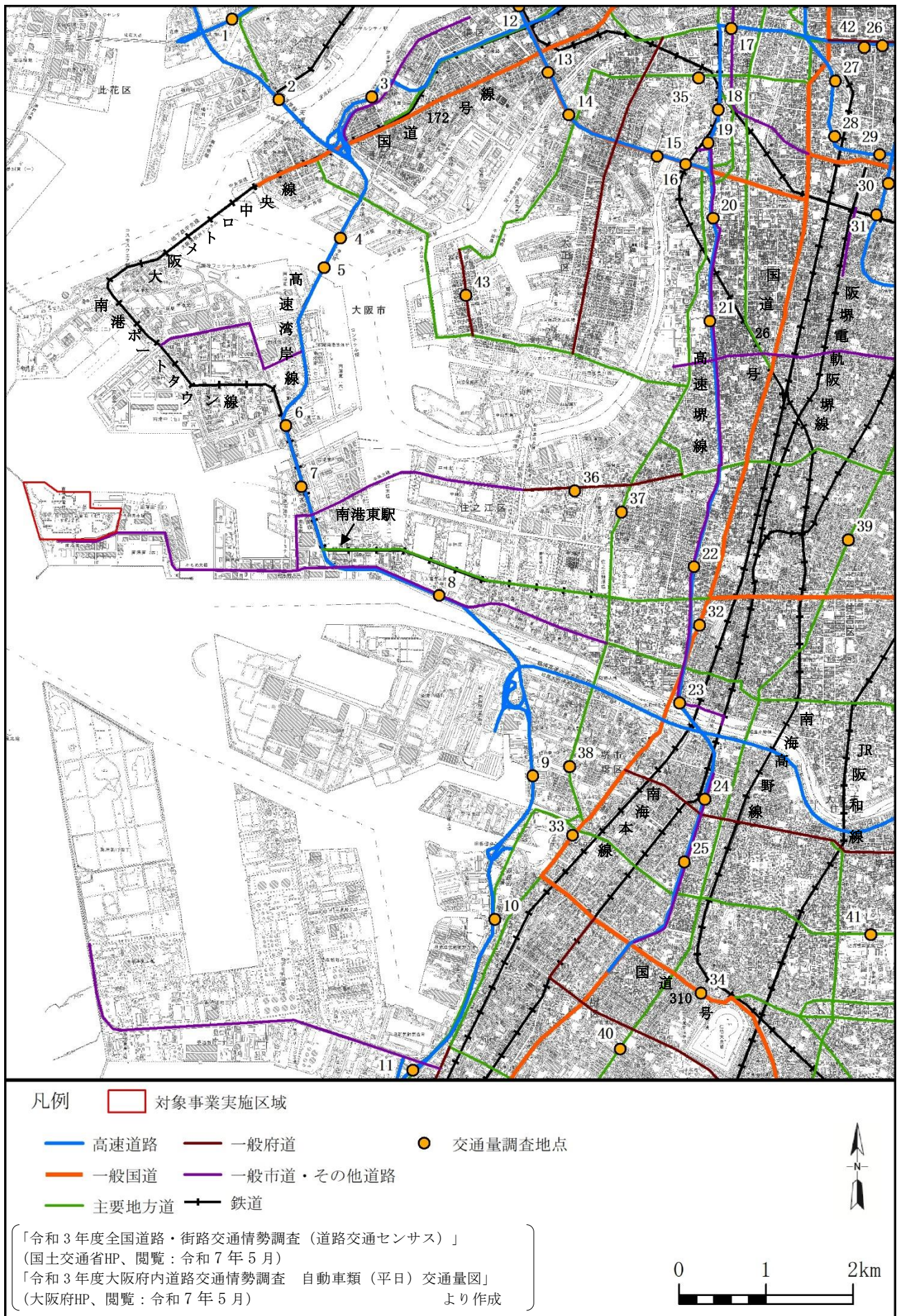
対象事業実施区域及びその周辺海域には、第 3. 2. 3-1 図のとおり、「港則法」に基づく大阪航路、南港水路及び堺航路がある。

令和 5 年の大阪港及び堺泉北港における入港船舶数等は第 3. 2. 4-2 表のとおりであり、入港船舶は大阪港では 21,393 隻、堺泉北港では 26,693 隻となっている。

第 3. 2. 4-2 表 入港船舶数等 (令和 5 年)

港湾	入港船舶		海上出入貨物数			
			外国貿易		内国貿易	
	隻数 (隻)	総トン数 (t)	輸出量 (t)	輸入量 (t)	移出量 (t)	移入量 (t)
大阪港	21,393	112,433,662	8,339,897	25,139,498	21,098,277	27,920,932
堺泉北港	26,693	72,968,541	2,206,110	17,085,274	16,288,887	22,239,637

〔「令和 6 年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和 7 年)より作成〕



第3.2.4-1図 主要な交通網及び道路交通量測定点の位置

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院等

対象事業実施区域及びその周辺における学校等の一覧は第 3.2.5-1 表、病院等の一覧は第 3.2.5-2 表、それらの位置は第 3.2.5-1 図及び第 3.2.5-2 図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの学校、病院等として、北東約 1.7 km に幼稚園、北東約 1.5 km に老人福祉施設がある。

2. 住宅の配置

対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域として、第 3.2.2-3 図のとおり、北東約 1.4 km に第一種中高層住居専用地域がある。

第 3.2.5-1 表 学校等の一覧

図中 番号	区分	名称
1	幼稚園	開成幼稚園幼児教育学園
2		住の江幼稚園
3		南港幼稚園
4		アスール幼稚園
5	認定こども園	ポートタウン保育園
6		グレースこども園
7		愛染園南港東保育園
8	小学校	大阪金剛インターナショナル小学校
9		南港桜小学校
10		南港光小学校
11		南港みなみ小学校
12	中学校	大阪金剛インターナショナル中学校
13		南港北中学校
14		南港南中学校
15		水都国際中学校
16	高等学校	大阪金剛インターナショナル高等学校
17		水都国際高等学校
18		港南造形高等学校
19	大学	森ノ宮医療大学
20		相愛大学
21	その他学校	森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクール
22		大阪エンタテインメントデザイン専門学校

注：図中番号は、第 3.2.5-1 図を参照。

「国土数値情報ダウンロード（学校データ）」
 （国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「住之江区の学校園（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）」
 （住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

第 3.2.5-2 表 病院等の一覧

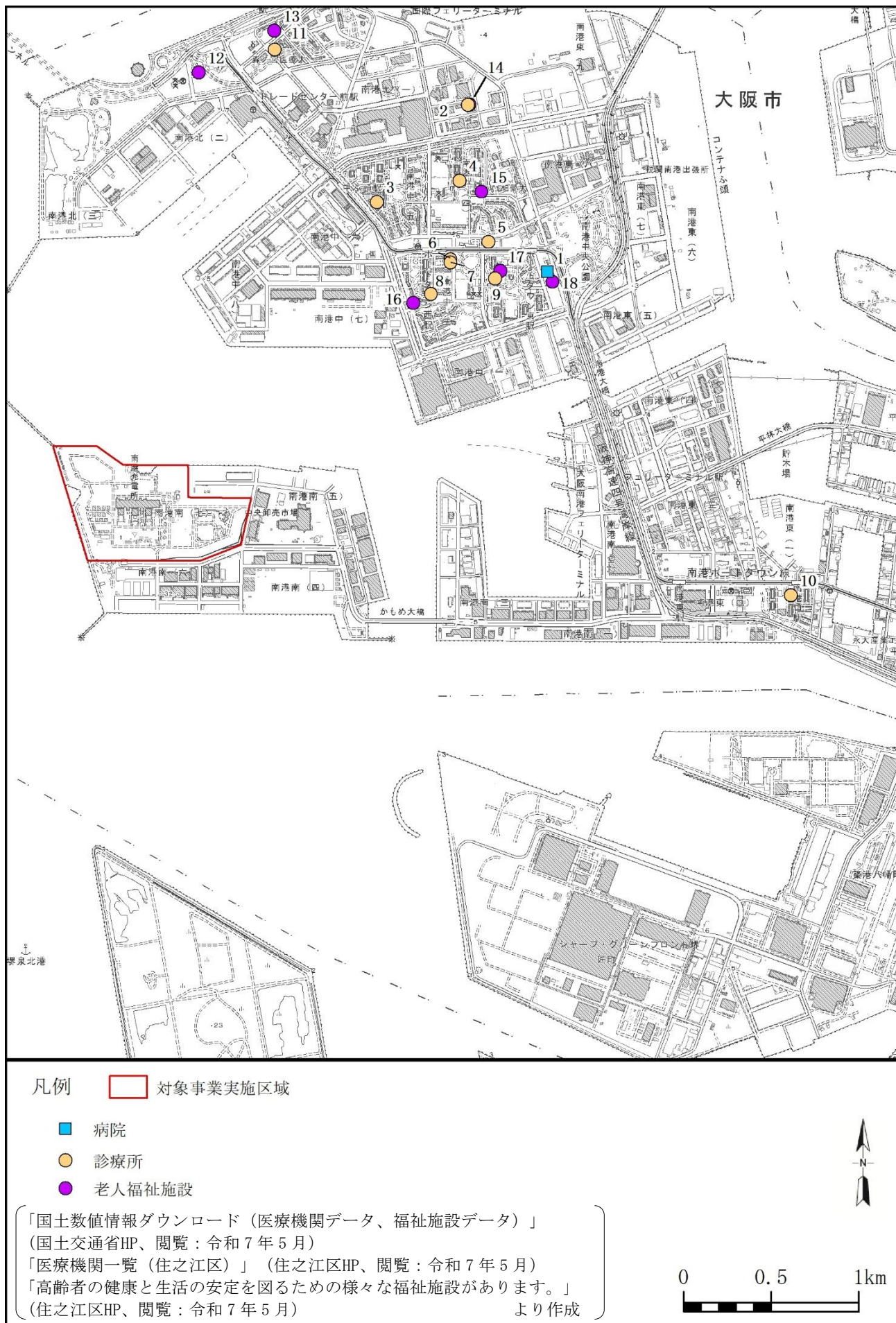
図中 番号	区分	名称
1	病院	医療法人 慈心会 咲洲病院
2	診療所	帝塚山福祉会 南港北診療所
3		はなのまちファミリークリニック
4		市来医院
5		医療法人 仲間耳鼻咽喉科
		医療法人 佳和会 整形外科にしのクリニック
		中道眼科
		長谷川内科
6		医療法人 中島クリニック
7		医療法人 西山産婦人科医院
8		医療法人実有会 小松クリニック
9		岡村クリニック
10		はせがわ医院
11		森ノ宮医療大学付属大阪ベイククリニック
12	老人福祉施設	特別養護老人ホーム健祥会エンリケ
13		デイサービス笑楽コスモスクエア
14		特別養護老人ホーム浜木綿苑
		介護老人保健施設雅秀苑
		養護老人ホーム浜茄子苑
15		南港北地域在宅サービスステーションきのみ
16		デイサービスセンターしらなみ
17		デイサービス鯉
18	南港咲洲特別養護老人ホーム	

注：図中番号は、第 3.2.5-2 図を参照。

「国土数値情報ダウンロード（医療機関データ、福祉施設データ）」
（国土交通省HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「医療機関一覧（住之江区）」（住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「高齢者の健康と生活の安定を図るための様々な福祉施設がありま
す。」（住之江区HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成



第 3.2.5-1 図 学校等の位置



第 3.2.5-2 図 病院等の位置

3.2.6 下水道の整備状況

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における下水道の概要は、第3.2.6-1表のとおりである。
下水道普及率は、大阪市では99.9%、堺市では99.9%、大阪府では97.1%となっている。

第3.2.6-1表 下水道の概要（令和5年度）

府・市 項目	行政人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
大阪市	2,761,550	2,761,539	99.9	2,761,508	99.9
堺市	814,597	814,373	99.9	773,709	95.0
大阪府	8,764,344	8,512,506	97.1	8,309,590	97.6

注：令和5年度末の値である。

〔「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

令和5年度の大阪市、堺市及び大阪府における一般廃棄物の状況は、第3.2.7-1表のとおりである。大阪市の一般廃棄物処理量は約93.0万tであり、このうち直接焼却量は約86.0万t（一般廃棄物処理量の約93%）、堺市の一般廃棄物処理量は約24.9万tであり、このうち直接焼却量は約21.7万t（一般廃棄物処理量の約87%）となっている。また、大阪府の一般廃棄物処理量は約269.1万tであり、このうち直接焼却量は約239.1万t（一般廃棄物処理量の約89%）となっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の状況（令和5年度）

府・市 項目		大阪市	堺市	大阪府
ごみ 総排出量 (t)	計画収集量	920,080	222,754	2,538,611
	直接搬入量	9,558	22,051	146,814
	集団回収量	36,177	13,579	135,688
	合計	965,815	258,384	2,821,113
ごみ 処理量 (t)	直接焼却量	859,969	216,552	2,390,570
	直接最終処分量	0	20	1,028
	焼却以外の 中間処理量	50,654	25,311	250,325
	直接資源化量	19,015	7,555	48,596
	合計	929,638	249,438	2,690,519
中間処理後再生利用量 (t)		36,585	22,690	170,650
リサイクル率 (%)		9.5	16.7	12.6
最終処分量 (t)		128,017	18,359	319,002

注：「リサイクル率」は、（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）*100

〔「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」
（環境省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の状況

令和元年度の大阪府の産業廃棄物の状況は、第 3.2.7-2 表のとおりである。

大阪府の産業廃棄物の発生量は約 1,407.8 万 t、減量化量は約 877.3 万 t（発生量の約 62%）、資源化量は約 490.6 万 t（約 35%）となっている。

第 3.2.7-2 表 産業廃棄物の状況（令和元年度）

（単位：t/年）

区分	発生量	減量化量	資源化量	資源化量内訳		最終処分量	その他量
				有償物量	再生利用量		
大阪府	14,078,119	8,773,448	4,906,164	505,081	4,401,083	395,342	3,165

「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（令和元年度実績）」
（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

(2) 産業廃棄物処理施設の立地状況

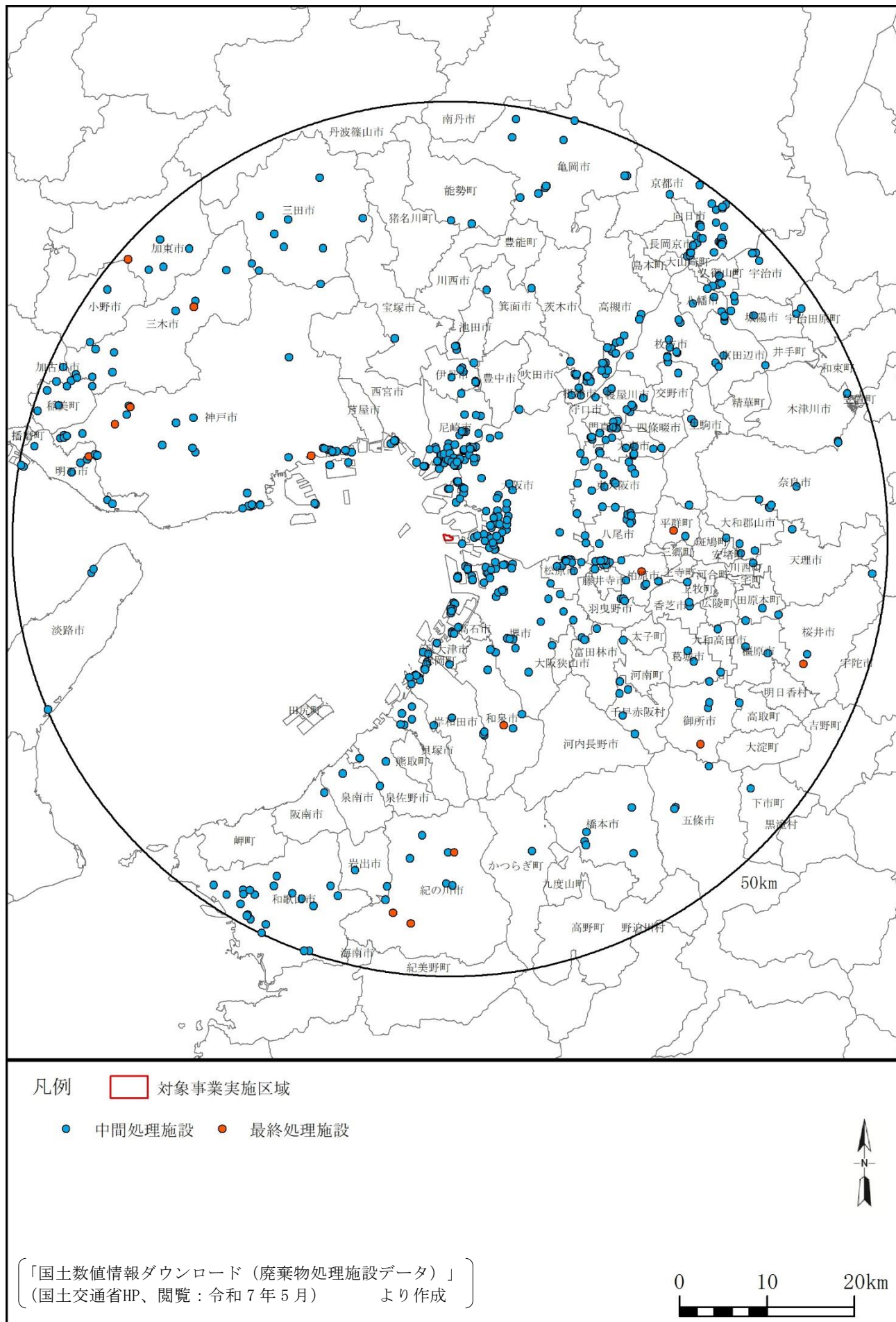
対象事業実施区域を中心とした半径約 50kmの範囲の市町村における産業廃棄物処理施設数は第 3.2.7-3 表、その立地状況は第 3.2.7-1 図のとおりであり、中間処理施設が 613 施設、最終処理施設が 15 施設立地している。

第 3.2.7-3 表 産業廃棄物処理施設数

(単位：施設)

府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設	府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設
大阪府	大阪市	89	0	京都府	木津川市	1	0
	堺市	46	0		大山崎町	1	0
	岸和田市	14	0		久御山町	5	0
	池田市	1	0		井手町	1	0
	泉大津市	5	0		宇治田原町	2	0
	高槻市	14	0		和束町	1	0
	貝塚市	5	0	兵庫県	神戸市	40	3
	守口市	1	0		尼崎市	43	0
	枚方市	11	0		明石市	8	1
	茨木市	4	0		西宮市	6	0
	八尾市	28	0		伊丹市	7	0
	泉佐野市	3	0		加古川市	1	0
	富田林市	1	0		宝塚市	1	0
	寝屋川市	6	0		三木市	11	1
	河内長野市	1	0		川西市	3	0
	松原市	9	0		小野市	2	0
	大東市	10	0		三田市	8	0
	和泉市	8	1		淡路市	3	0
	箕面市	1	0		加東市	4	1
	柏原市	9	1		稲美町	7	0
	羽曳野市	2	0	奈良県	奈良市	6	0
	門真市	7	0		大和高田市	1	0
	摂津市	13	0		大和郡山市	5	0
	高石市	4	0		天理市	1	0
	東大阪市	10	0		橿原市	3	0
	泉南市	2	0		桜井市	1	1
	四條畷市	1	0		五條市	3	0
	交野市	2	0		御所市	4	1
	大阪狭山市	1	0		生駒市	3	0
	阪南市	1	0		香芝市	1	0
	能勢町	2	0		葛城市	3	0
	忠岡町	2	0		宇陀市	2	0
	田尻町	1	0		平群町	1	1
京都府	太子町	1	0		川西町	1	0
	河南町	1	0		田原本町	2	0
	千早赤阪村	5	0		上牧町	2	0
	京都市	24	0		吉野町	1	1
	宇治市	3	0		下市町	1	0
	亀岡市	11	0	和歌山県	和歌山市	21	0
	城陽市	4	0		橋本市	5	0
	向日市	4	0		紀の川市	7	3
	長岡京市	5	0		岩出市	2	0
	八幡市	4	0		かつらぎ町	1	0
	京田辺市	5	0	合計		613	15

「国土数値情報ダウンロード（廃棄物処理施設データ）」
 (国土交通省HP、閲覧：令和7年5月) より作成



第 3.2.7-1 図 産業廃棄物処理施設の立地状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、令和3年5月19日最終改正）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正）「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、第3.2.8-1表のとおり定められている。

また、大阪市では「大阪市環境基本計画（改定計画）」（大阪市、令和7年）において、第3.2.8-2表に示す環境保全目標が定められている。

第3.2.8-1表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期基準として、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。	
		長期基準として、1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。	
〔備考〕			
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。			
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

第 3.2.8-2 表 大阪市環境保全目標

項目	目標水準
二酸化窒素	環境基準の達成を維持し、さらに 1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm 以下をめざす。
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下をめざす。

〔「大阪市環境基本計画（改定計画）－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－
2025-2030」（大阪市、令和 7 年 3 月）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）により、第 3.2.8-3 表のとおり定められている。対象事業実施区域及びその周辺における環境基準の類型指定（騒音）は、第 3.2.8-1 図のとおりで、C 類型に指定されている。

第 3.2.8-3 表 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
〔備考〕 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

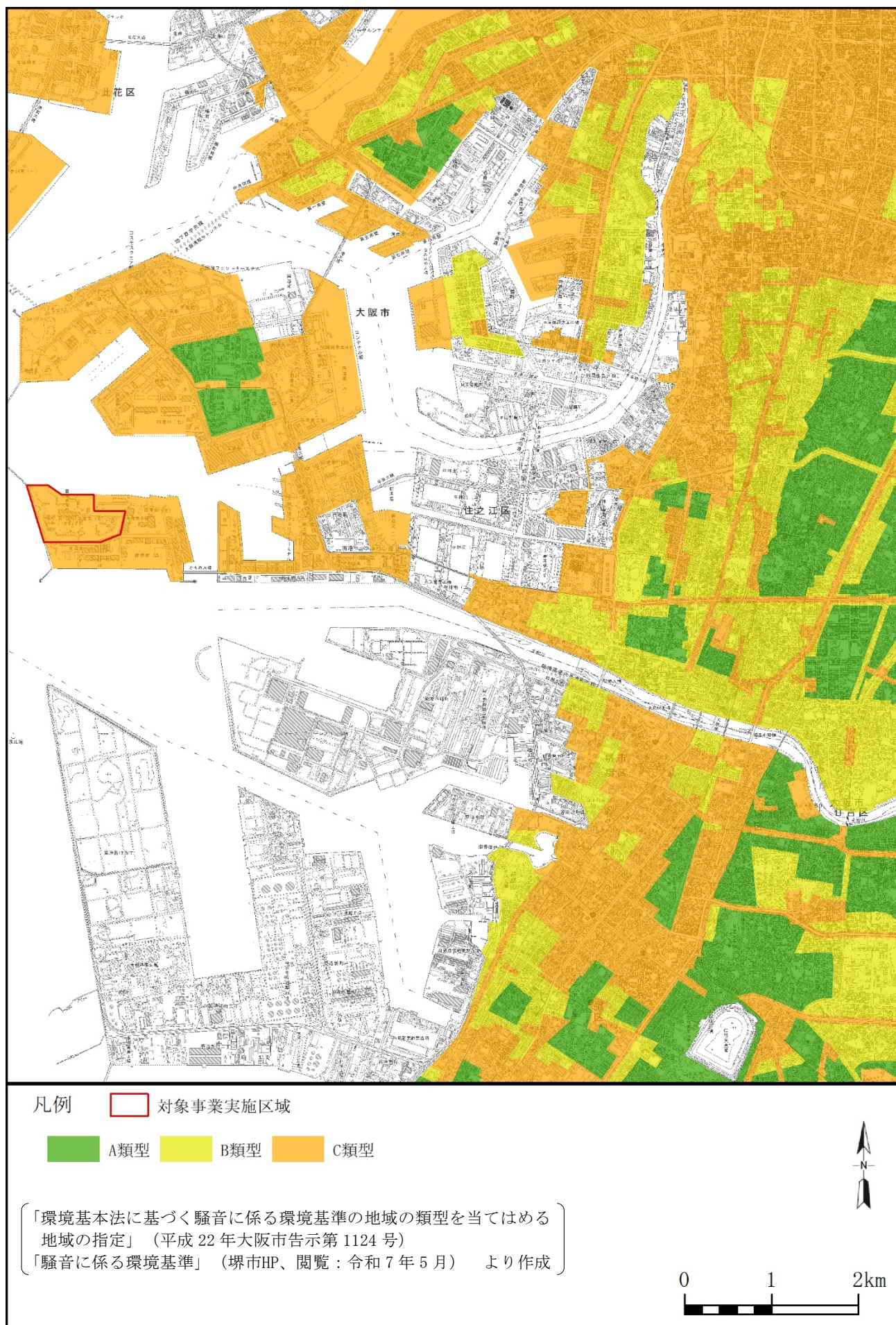
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
〔備考〕 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「環境庁大気保全局長通知」（平成10年環大企第257号）により、次のとおり定められている。

- （1）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。
- （2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正）より作成〕



第3.2.8-1図 環境基準の類型指定(騒音)

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）により、第3.2.8-4表のとおり定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域に、「生活環境の保全に関する環境基準」は各公共用水域が該当する水域類型ごとに定められている。

対象事業実施区域及びその周辺海域並びにその流入河川における環境基準の類型指定（海域、河川）は第3.2.8-2図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域では一般項目がB及びC類型、栄養塩類がⅢ及びⅣ類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物A類型、底層溶存酸素量が生物3類型である。対象事業実施区域の周辺海域の流入河川では一般項目がB及びD類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物B類型である。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2.8-5表のとおり定められている。

第3.2.8-4表(1) 水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
〔備考〕 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(2) 水質汚濁に係る環境基準

b. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・一般項目）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及 びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	-

〔備考〕

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(3) 水質汚濁に係る環境基準

c. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
〔備考〕 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(4) 水質汚濁に係る環境基準

d. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・一般項目）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	－	－
〔備考〕 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 3. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

e. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・栄養塩類）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

〔備考〕

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

f. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

〔備考〕 基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-4 表(5) 水質汚濁に係る環境基準

g. 生活環境の保全に関する環境基準（海域・底層溶存酸素量）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

〔備考〕

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-5 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

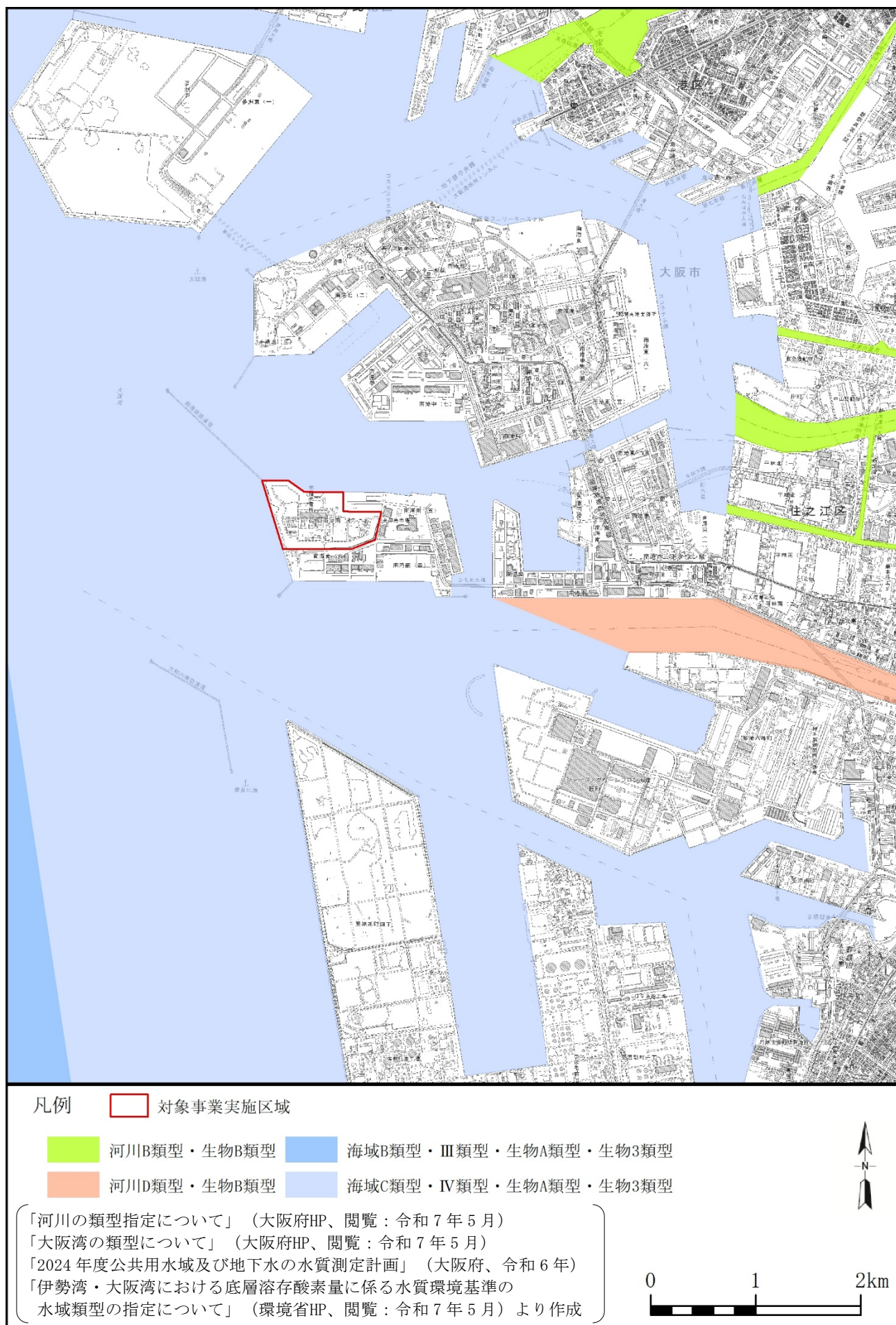
人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

〔備考〕

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕



第 3.2.8-2 図 環境基準の類型指定（海域、河川）

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）により、第3.2.8-6表のとおり定められている。

第3.2.8-6表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

〔備考〕

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、本告示の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：これらの環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）により、第 3.2.8-7 表のとおり定められている。

第 3.2.8-7 表 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁
（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

〔備考〕

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（本告示の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を本告示の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、令和4年6月17日最終改正）等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。

a. 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに排出基準が定められている。また、対象事業実施区域が位置する大阪市は、総量規制基準の適用地域となっている。本事業に適用される規制基準は第3.2.8-8表のとおりである。

第3.2.8-8表(1) 硫黄酸化物の規制基準（排出基準）

地域の区分	K 値	排出基準
大阪市の区域	1.17	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。 $q = K \times 10^{-3} H_e^2$ q : 硫黄酸化物の排出量 (m³_N/h) K : 地域ごとに定められる値 H_e : 補正された排出口の高さ (m) $H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$ $H_m = 0.795 \cdot (Q \cdot V)^{1/2} / (1 + 2.58/V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$ $J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} \cdot \{1460 - 296 \times (V / (T - 288))\} + 1$ H_o : 排出口の高さ (m) Q : 温度 15℃における排出ガス量 (m³/s) V : 排出ガスの排出速度 (m/s) T : 排出ガスの温度 (K)

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）
「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る排出基準」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）より作成

第3.2.8-8表(2) 硫黄酸化物の規制基準（総量規制基準）

指定地域の区分	特定工場の区分	総量規制基準
A-1の区域 [大阪市の区域]	燃料使用 (重油換算) 0.8kL/h以上	$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$ Q : 特定工場等の許容排出量 (単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h) W : 特定工場等に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原燃料の量 (W_i を除く) (単位 重油の量に換算した kL/h) W_i : 基準日以降に設置されるすべてのばい煙発生施設において使用される原燃料の量 (単位 重量の量に換算した kL/h)

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）
「硫黄酸化物に係る総量規制対象について」「硫黄酸化物に係る総量規制基準について」
(大阪府HP、閲覧：令和7年5月) より作成

b. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。本事業に適用される規制基準は、第 3.2.8-9 表(1)のとおりである。

第 3.2.8-9 表(1) 窒素酸化物の規制基準（排出基準）

対象施設	排出基準
ガスタービン	70ppm (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）より作成〕

大阪府では「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」（昭和 57 年大阪府告示第 1315 号、平成 18 年 3 月 17 日最終改正）、大阪市では「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」（昭和 60 年大阪市要領、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）に基づき、上乘せに基づく総量規制が行われており、本事業に適用される規制基準は、第 3.2.8-9 表(2)のとおりである。

第 3.2.8-9 表(2) 窒素酸化物の総量規制基準

特定工場の区分	総量規制基準
燃料使用量 (重油換算) 2.0kL/h 以上	$Q=0.6\{\sum (C \cdot V)\}^{0.95}$ 基準日より前から設置された特定工場等 $Q=0.6\{\sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i)\}^{0.95}$ 基準日以降に設置または変更された特定工場等 この表において、Q、C、C _i 、V 及び V _i は、それぞれ次の値を表すものとする。 Q : 排出が許容される窒素酸化物の量（単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した m ³ /h） C : 工場及び事業場に基準日に掲げる施設の区分ごとの基準日をいう。以下同じ。）前から設置されている施設について、その種類ごとに定める施設係数 C _i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設について、その種類ごとに定める施設係数 V : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量（単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した万 m ³ /h） V _i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設ごとの排出ガス量（単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した万 m ³ /h） 排出ガス量は、施設（予備の施設（専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて使用されるものに限る。）を除く。）を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガス中の酸素濃度が 0%の状態に換算したものとする。 一の工場又は事業場において、新たに施設が設置され、それに伴い基準日前に設置された施設が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において算出される $\sum (C \cdot V_i)$ が当該廃止に係るすべての施設において算出される $\sum (C \cdot V)$ を超えない範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数 C _i を C とみなす。

〔「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」
(昭和 57 年大阪府告示第 1315 号、平成 18 年 3 月 17 日最終改正)
「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」（昭和 60 年大阪市要領、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「窒素酸化物に係る総量規制基準について」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

また、大阪市ではガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関を対象に「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」（平成元年大阪市要領、令和 5 年 8 月 23 日最終改正）に基づき、排ガス中の窒素酸化物濃度の許容限度（指導基準）が定められている。本事業に適用される指導基準は、第 3.2.8-9 表(3)のとおりである。

第 3.2.8-9 表(3) 窒素酸化物濃度の指導基準

固定型内燃機関		指導基準値【単位：ppm（O ₂ =0%）】		
		平成元年 2 月 1 日から 平成 4 年 3 月 31 日まで に設置	平成 4 年 4 月 1 日から 平成 9 年 3 月 31 日まで に設置	平成 9 年 4 月 1 日以降 に設置
種類	規模			
ガスタービン	2 万 kW 以上 15 万 kW 未満	150	100	30
	6 千 kW 以上 2 万 kW 未満			50
	2 千 kW 以上 6 千 kW 未満			80
	2 千 kW 未満	200	150	100

注：1. 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
2. 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上、30L/h未満の施設については、当分の間適用しない。
3. ガスタービンの定格の発電出力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。
4. ガスタービンの規模は定格の発電出力を示す。
5. 平成12年3月31日までに設置された2千kW以上6千kW未満のガスタービンについては、85ppmを適用する。
〔「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」（平成元年大阪市要領、令和5年8月23日最終改正）より作成〕

c. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」の規制が適用され、施設の種類その排出基準は第 3.2.8-10 表のとおりである。

第 3.2.8-10 表 ばいじんに係る規制基準

対象施設	排出基準
ガスタービン	0.04g/m ³ _N (O ₂ =16%換算値)

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和6年4月1日最終改正）より作成〕

d. その他の大気汚染に係る規制基準

(a) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」（平成 4 年法律第 70 号、令和元年 5 月 24 日最終改正）に基づき、大阪府では平成 5 年 11 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、平成 25 年 6 月に第 3 次計画、令和 6 年 3 月に第 4 次計画を策定している。

対象区域は、大阪府区域のうち大阪市を含む 37 市町の区域で、第 4 次計画の目標及び期間は、令和 8 年度までに、対策地域全体で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を継続的・安定的に確保するとしている。なお、第 3 次計画である令和 2 年度までの目標は、対策地域全体で、自動車からの窒素酸化物排出量及び浮遊粒子状物質の大気環境基準に適合していることから、達成していると評価できる。

② 騒音

a. 工場・事業場に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、第 3.2.8-11 表に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。その区域指定状況は第 3.2.8-3 図のとおりである。

対象事業実施区域は、第 3 種区域に指定されている。

第 3.2.8-11 表 特定工場等の騒音に係る規制基準

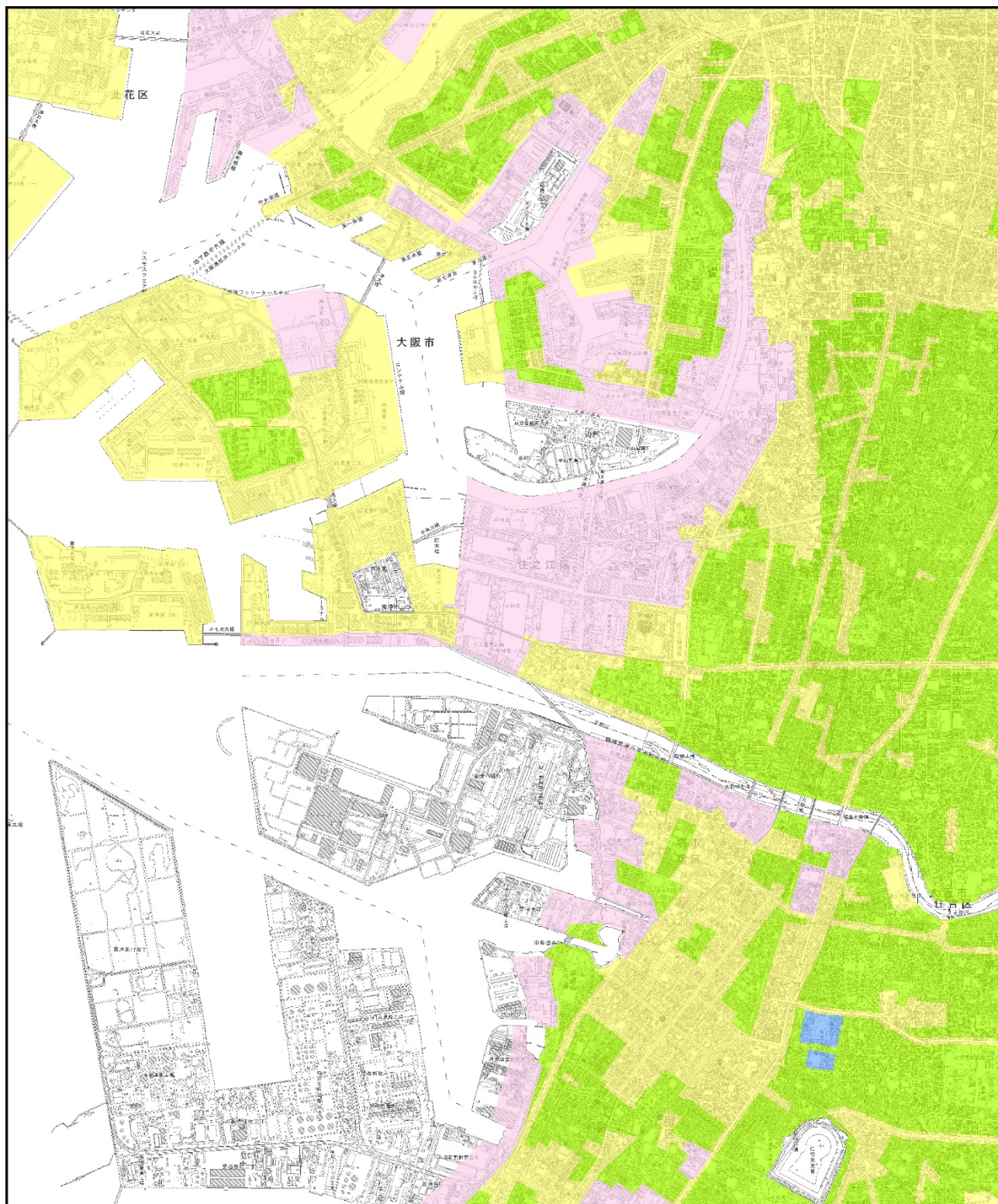
区域の区分 時間の区分		朝夕	昼間	夜間
		午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午前8時から 午後6時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域		45デシベル	50デシベル	40デシベル
第2種区域		50デシベル	55デシベル	45デシベル
第3種区域		60デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

〔備考〕

- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域
 - 第2種区域 … 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
 - 第3種区域 … 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
 - 第4種区域 … 工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
 (平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正)
 「工場・事業場の規制について」(大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
 「騒音規制法に基づく第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」
 (昭和 61 年大阪府告示第 247 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正)

より作成

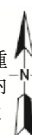


凡例

第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 (平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
 (平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正)
 「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」(昭和 61 年大阪市告示第 246 号、平成 17 年 10 月 21 日最終改正)
 「マップナビおおさか(都市計画情報[用途地域])」(大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
 「堺e-地図帳(都市計画情報)」(堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成

注：第 4 種区域のうち、既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域内及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内の区域とその他の区域では基準値が異なる。



0 1 2km

第 3.2.8-3 図 騒音の規制区域指定状況

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業に伴って発生する騒音については、「騒音規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準は第 3.2.8-12 表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業（騒音）は第 3.2.8-13 表のとおりである。

対象事業実施区域は、1 号区域に指定されている。

第 3.2.8-12 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
騒音の基準値	1号及び2号	85デシベル（特定建設作業の場所の敷地境界線上）
作業時間	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日
〔備考〕		
1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域		
2号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域		

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
（平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正）
「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域」
（昭和 61 年大阪市告示第 248 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正）
より作成

第 3.2.8-13 表 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で
規定する特定建設作業（騒音）

適用	特定建設作業の種類
大阪府生活環境の保全等に関する条例	①くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） ⑥バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業 ⑦トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業 ⑧ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業
大阪府生活環境の保全等に関する条例	⑨⑥、⑦又は⑧に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 ⑩コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ⑪鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
〔備考〕 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	
「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正） 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正） 「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成	

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」により要請限度が第 3.2.8-14 表のとおり定められており、その区域指定状況は第 3.2.8-4 図のとおりである。

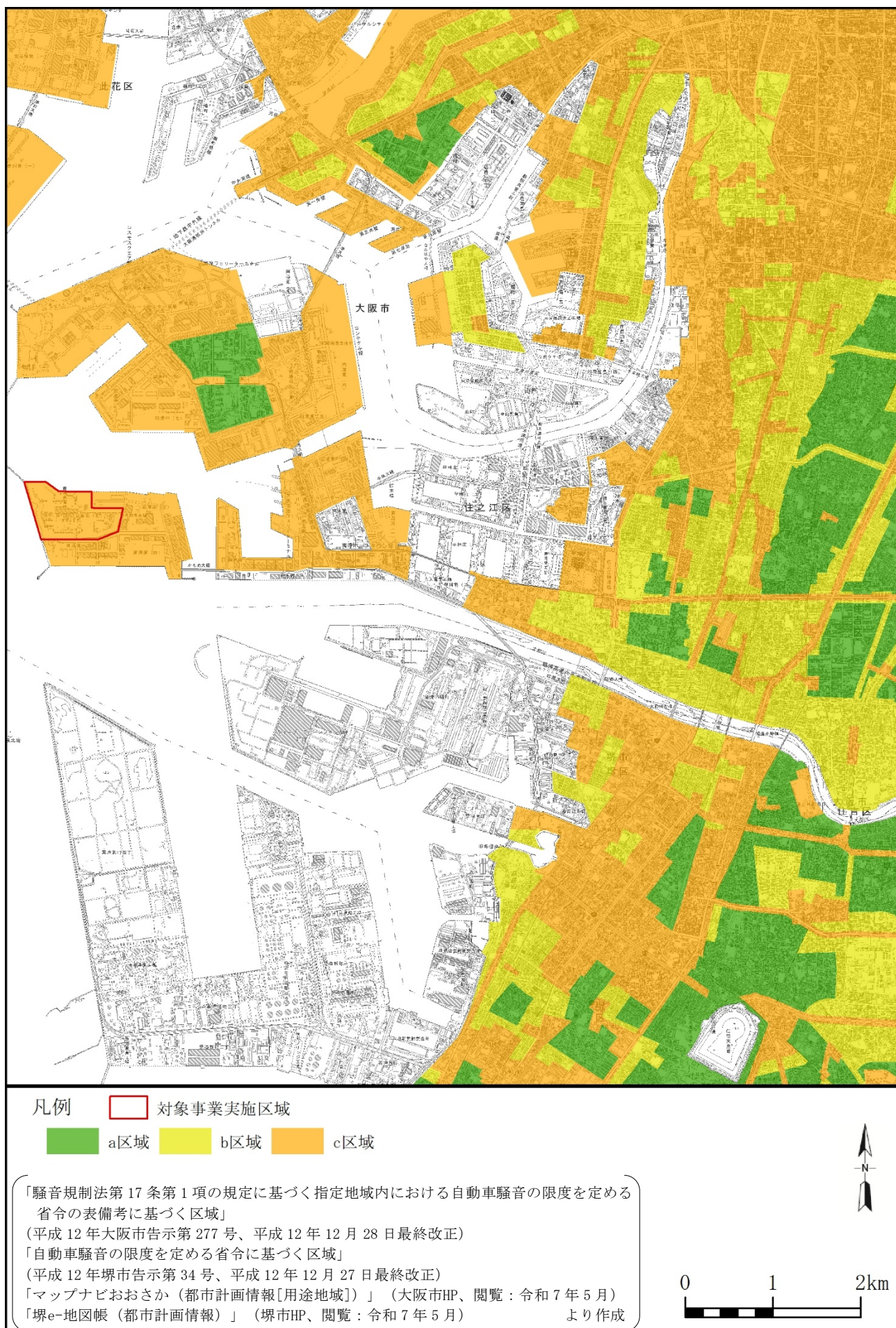
対象事業実施区域は、c 区域に指定されている。

第 3.2.8-14 表 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
〔備考〕 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。 2. a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 3. b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 4. c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年大阪市告示第 277 号、平成 12 年 12 月 28 日最終改正）
「自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」（平成 12 年堺市告示第 34 号、平成 12 年 12 月 27 日最終改正）

より作成



第 3.2.8-4 図 自動車騒音の要請限度区域指定状況

③ 振動

a. 工場・事業場に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、金属加工機械、圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について第 3.2.8-15 表に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。その区域指定状況は第 3.2.8-5 図のとおりである。

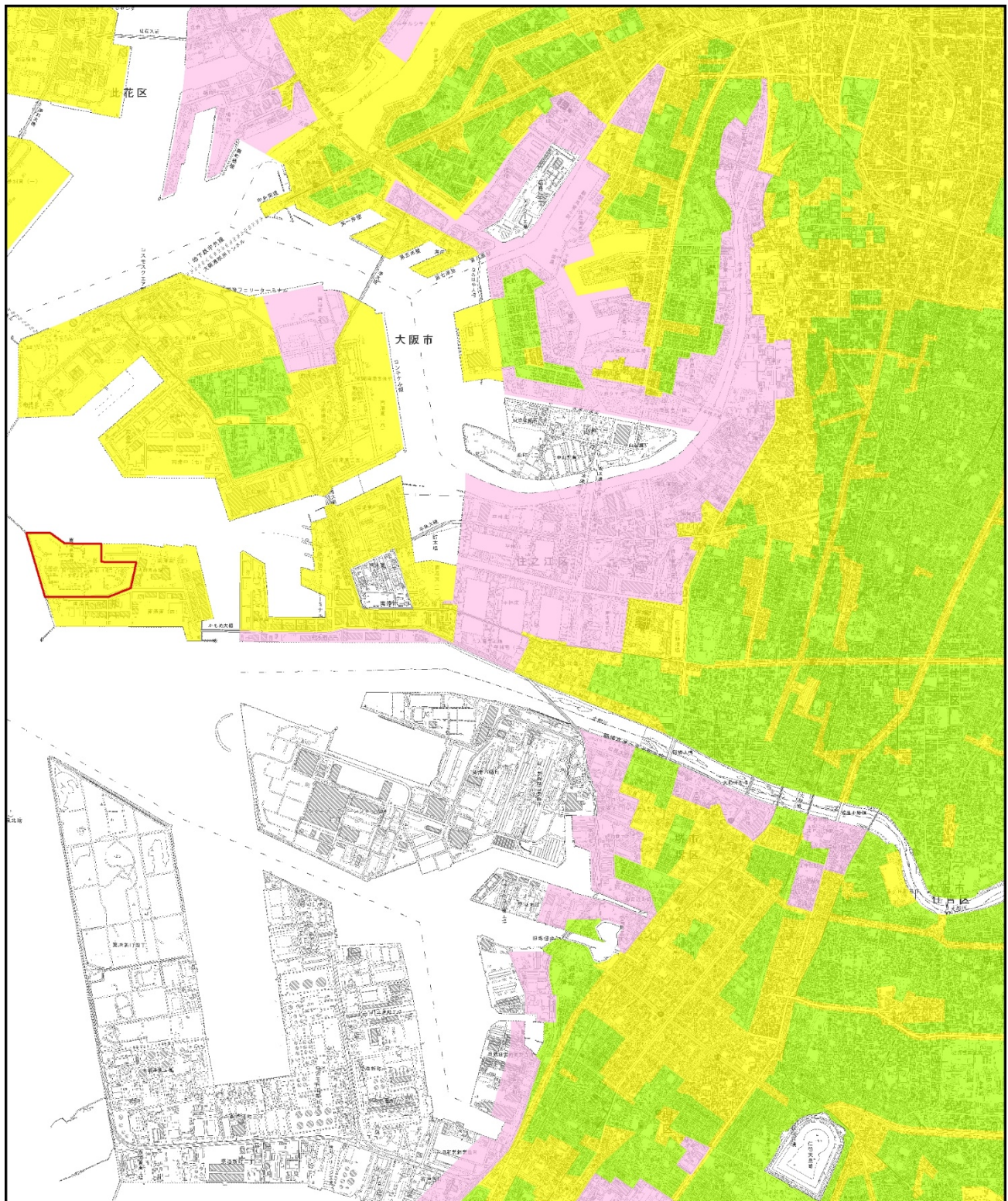
対象事業実施区域は、第 2 種区域(Ⅰ)に指定されている。

第 3.2.8-15 表 特定工場等の振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域(Ⅰ)		65デシベル	60デシベル
第2種区域(Ⅱ)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル
〔備考〕 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。 2. 「第1種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 (1) 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域 (2) 第2種区域(Ⅰ) … 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域 (3) 第2種区域(Ⅱ) … 工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園または保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。 4. この表は建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。			

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 (平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」
 (平成 6 年大阪府告示第 1665 号、平成 30 年 3 月 27 日最終改正)
 「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」
 (昭和 61 年大阪市告示第 251 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正)

より作成



凡例 対象事業実施区域

第1種区域 第2種区域（Ⅰ） 第2種区域（Ⅱ）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
（平成6年大阪府規則第81号、令和6年11月13日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」（平成6年大阪府告示第1665号、平成30年3月27日最終改正）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」（昭和61年大阪市告示第250号、平成17年10月21日最終改正）
「マップナビおおさか（都市計画情報[用途地域]）」（大阪市HP、閲覧：令和7年5月）
「堺e-地図帳（都市計画情報）」（堺市HP、閲覧：令和7年5月）より作成

注：1. 第2種区域（Ⅱ）のうち、既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域とその他の区域では基準値が異なる。
2. 道路交通振動の要請限度の第2種区域は、第2種区域（Ⅰ）及び第2種区域（Ⅱ）を合わせた区分になる。

0 1 2km

第3.2.8-5 図 振動の規制区域指定状況

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業に伴って発生する振動については、「振動規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準は第 3.2.8-16 表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業（振動）は第 3.2.8-17 表のとおりである。

対象事業実施区域は、1号区域に指定されている。

第 3.2.8-16 表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
振動の基準値	1号及び2号	75デシベル（特定建設作業の場所の敷地境界線上）
作業時間	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日
〔備考〕		
1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域		
2号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち1号区域以外の地域		

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正）
「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域」
（昭和 61 年大阪市告示第 252 号、平成 27 年 5 月 22 日最終改正）

より作成

第 3.2.8-17 表 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で規定する特定建設作業（振動）

適用	特定建設作業の種類
全大阪府生活環境の保全に関する条例に環境大阪府生活環境の保全に関する条例等	①くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 ②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ③舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ④ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） ⑤ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業
〔備考〕	
当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	

「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
（平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 6 年 11 月 13 日最終改正）
「特定建設作業の規制について」（大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

より作成

c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」により要請限度が第 3.2.8-18 表のとおり定められており、その区域指定状況は第 3.2.8-5 図のとおりである。

対象事業実施区域は、第 2 種区域に指定されている。

第 3.2.8-18 表 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

〔備考〕

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」
（昭和 61 年大阪市告示第 253 号、平成 7 年 3 月 8 日最終改正）
「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分」（平成 8 年堺市告示第 22 号）より作成

④ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づき指定された規制地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制基準が定められている。大阪市の全域が悪臭の規制地域に指定されており、悪臭防止に基づく規制の概要は、第 3.2.8-19 表のとおりである。

対象事業実施区域は規制地域に指定されており、敷地境界線における規制基準、気体の排出口における規制基準及び排水における規制基準が適用される。

第 3.2.8-19 表 敷地境界線における規制基準（第 1 号規制）

規制手法		臭気指数
測定方法		臭気測定法（3 点比較式臭袋法及び 3 点比較式フラスコ法）
規制基準	敷地境界線（第 1 号）	臭気指数「10」
	気体排出口（第 2 号）	〔排出口高さ 15m 以上〕 ・指標：臭気排出強度 ・建物の影響による拡散場の乱れ（ダウンドラフト）を考慮した大気拡散式を用いる 〔排出口高さ 15m 未満〕 ・指標：臭気指数 ・流量を測定しない簡易な方法
	排水（第 3 号）	臭気指数「26」

「悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準」
（平成 18 年大阪市告示第 103 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」
（平成 19 年堺市告示第 245 号、令和 6 年 7 月 19 日最終改正）
「悪臭防止に関する規制」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「悪臭防止法による規制について」（堺市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

⑤ 水質汚濁

水質に関しては、大阪府では「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される排出水の汚染状態について規制基準が定められている。同法では特定施設に対して排水基準（一律排水基準）が定められており、水域の実情からみて一律排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられる水域については、都道府県知事が条例で一律排水基準に代えて適用すべきより厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めることができることとなっている。

また、特定事業場から排出される 1 日当たりの排出水の量が 50m³ 以上の場合、化学的酸素要求量及び窒素、磷含有量について、総量規制基準が定められている。この基準は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号、令和 6 年 1 月 4 日最終改正）別表第 2 第 3 号のロに掲げる区域に適用されている。

瀬戸内海の環境については、環境省が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 3 条の規定に基づき、「瀬戸内海環境保全基本計画」を策定し、大阪府が同法第 4 条の規定に基づき「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画・第 9 次水質総量削減計画）」（大阪府、令和 4 年）を策定している。これらの計画では基本的な施策として、「水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保」、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全」、「海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等」、「気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進」、「基盤的施策の着実な実施」が掲げられている。

水質汚濁に係る排水基準は、第 3.2.8-20 表、総量規制基準は第 3.2.8-21 表のとおりである。なお、本事業場の施設は、「水質汚濁防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の対象となる施設には該当しない。

第 3.2.8-20 表(1) 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	単位	許容限度 (一律排水基準)
水素イオン濃度（pH）	—	(海域以外) 5.8～8.6、(海域) 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質（SS）	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌数	CFU/mL	日間平均 800
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
燐含有量	mg/L	16（日間平均 8）

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和6年11月11日最終改正）より作成

第 3. 2. 8-20 表(2) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

項目	許容限度 （一律排水基準）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.2
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	（海域以外）10、（海域）230
ふっ素及びその化合物	（海域以外）8、（海域）15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100
1, 4-ジオキサン	0.5
〔備考〕 1. 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和6年11月11日最終改正）より作成〕

第 3.2.8-21 表(1) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(化学的酸素要求量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（以下「24 年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

〔備考〕 この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_c 、 C_{cj} 、 C_{co} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定める化学的酸素要求量 (mg/L)

Q_c ：特定排出水の量 (m³/日)

Q_{cj} ：平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量） (m³/日)

Q_{co} ：特定排出水の量 (Q_{cj} を除く。) (m³/日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
 (平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
 (大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3.2.8-21 表(2) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(窒素含有量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

〔備考〕 この表に掲げる式において、 L_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定める窒素含有量 (mg/L)

Q_n ：特定排出水の量 (m³/日)

Q_{ni} ：平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量） (m³/日)

Q_{no} ：特定排出水の量 (Q_{ni} を除く) (m³/日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
 (平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
 (大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

第 3.2.8-21 表(3) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(りん含有量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

〔備考〕この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} ：大阪府が業種その他の区分ごとに定めるりん含有量 (mg/L)

Q_p ：特定排出水の量 (m³/日)

Q_{pi} ：平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m³/日)

Q_{po} ：特定排出水の量 (Q_{pi} を除く) (m³/日)

「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」
(平成 29 年大阪府告示第 1026 号)
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
(大阪府HP、閲覧：令和 7 年 5 月) より作成

本事業の一般排水は、大阪市下水道に排出する計画であるため、「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）及び「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）に基づき、排水基準が適用される。下水道排出への排水基準は、第 3.2.8-22 表のとおりである。

第 3.2.8-22 表(1) 下水道への排水基準（生活環境項目）

項目	単位	排出基準
水素イオン濃度 (pH)	—	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600 未満
浮遊物質 (SS)	mg/L	600 未満
フェノール	mg/L	5 以下
銅	mg/L	3 以下
亜鉛	mg/L	2 以下
鉄 (溶解性)	mg/L	10 以下
マンガン (溶解性)	mg/L	10 以下
クロム	mg/L	2 以下
温度	℃	45 未満
よう素消費量	mg/L	220 未満
色	—	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	mg/L 3 以下 4 以下 5 以下
	動植物油類	mg/L 10 以下 20 以下 30 以下

注：ノルマルヘキサン抽出物質の数値は、下水道に排水を放流する 1 日当たりの排水量により異なり、上段が 5,000 m³以上、中段が 1,000m³以上 5,000m³、下段が 1,000m³未満を示す。

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）
「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）
「下水道へ排水を放流する場合の基準」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月） より作成

第 3. 2. 8-22 表(2) 下水道への排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

項目	排出基準
カドミウム	0.03 以下
シアン	1 以下
有機りん	1 以下
鉛	0.1 以下
六価クロム	0.2 以下
ひ素	0.1 以下
総水銀	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.1 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオベンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン	0.1 以下
ほう素	10 以下
ふっ素	8 以下
1,4-ジオキサン	0.5 以下

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）
 「大阪市下水道条例」（昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 6 年 3 月 29 日最終改正）
 「下水道へ排水を放流する場合の基準」（大阪市HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

⑥ 底質

底質に関しては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号、令和6年5月24日最終改正）に基づき、水底土砂に係る判定基準が第3.2.8-23表のとおり定められている。

第3.2.8-23表 水底土砂に係る判定基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.1mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.5mg以下
ひ素又はその化合物	検液1Lにつきひ素0.1mg以下
シアン化合物	検液1Lにつきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつきポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき亜鉛2mg以下
ふっ化物	検液1Lにつきふっ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつきトリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつきバナジウム1.5mg以下
廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつきチウラム0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつきシマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつきセレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつきダイオキシン類10pg-TEQ以下
〔備考〕	
1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。	
2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、令和7年3月3日最終改正）より作成

また、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号、昭和 63 年 9 月 8 日最終改定）に基づき、底質の暫定除去基準が第 3.2.8-24 表のとおり定められている。

第 3.2.8-24 表 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）
水銀	1. 河川及び湖沼：25ppm以上 2. 海域：次式により算出した値（C）以上 $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}、J = \text{溶出率}、S = \text{安全率}$
P C B	10ppm以上

注：1. 水銀の平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \cdot \frac{12 \cdot 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- 水銀の溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
 - 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
 - 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。
 - (2) の割合がおおむね 1/2 を越える水域においては、100 とする。
- P C B については、魚介類の P C B 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号、昭和 63 年 9 月 8 日最終改正）より作成

⑦ 土壌汚染

土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質使用特定施設等の使用の廃止時又は 3,000m² 以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき等に、土地所有者等が当該土地の土壌汚染の状況について調査を行い、調査の結果により汚染されている区域は、都道府県知事が要措置区域若しくは形質変更時要届出区域に指定し、又は要措置管理区域若しくは要届出管理区域に指定等を行う。

特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準は、第 3.2.8-25 表のとおりである。

対象事業実施区域において、土壌汚染状況調査を実施した結果、鉛及びその化合物が検出され、対象事業実施区域内の面積約 238.55 m² が大阪市により形質変更時要届出区域に令和 7 年 1 月 31 日に指定された。

なお、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域の指定はない。

第 3.2.8-25 表 特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準

項目	土壌含有量基準	土壌溶出量基準	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下	検液1Lにつきカドミウム0.00mg以下
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下	検液1Lにつき六価クロム1.5mg以下
クロロエチレン	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
シマジン	-	検液1Lにつき0.003mg以下	検液1Lにつき0.03mg以下
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下	検液中にシアンが検出されないこと。	検液1Lにつきシアン1mg以下
チオベンカルブ	-	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
四塩化炭素	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	-	検液1Lにつき0.004mg以下	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.1mg以下	検液1Lにつき1mg以下
1,2-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.04mg以下	検液1Lにつき0.4mg以下
1,3-ジクロロプロペン	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
ジクロロメタン	-	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと。	検液1Lにつき水銀0.005mg以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下	検液1Lにつきセレン0.01mg以下	検液1Lにつきセレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
チウラム	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき1mg以下	検液1Lにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
トリクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下	検液1Lにつき鉛0.01mg以下	検液1Lにつき鉛0.3mg以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下	検液1Lにつき砒素0.01mg以下	検液1Lにつき砒素0.3mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下	検液1Lにつきふっ素24mg以下
ベンゼン	-	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下	検液1Lにつきほう素1mg以下	検液1Lにつきほう素30mg以下
ポリ塩化ビフェニル	-	検液中に検出されないこと。	検液1Lにつき0.003mg以下
有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと。	検液1Lにつき1mg以下
ダイオキシン類	土壌1gにつき1000pg-TEQ/g以下	-	-

注：ダイオキシン類の土壌含有量基準は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくものである。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号、令和6年4月1日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号、令和5年3月23日最終改正）より作成

⑧ 地盤沈下

地盤沈下に関しては、「工業用水法」（昭和31年法律第146号、令和4年6月17日最終改正）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号、令和4年6月17日最終改正）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号、令和6年11月13日最終改正）に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

対象事業実施区域は、「工業用水法」により、揚水機の吐出口の断面積 21cm² 以下、ストレーナーの位置が地表面下 600m 以深と定められている。

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、令和4年6月17日最終改正）に基づき、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準等が定められているが、対象事業の実施に当たっては、政令に定める特定施設の設置はないことから、排出基準は適用されない。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号、平成 14 年 12 月 13 日最終改正）に基づき、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、排出量、移動量の届出が定められている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に「大阪府化学物質管理制度」が規定されており、一定の要件を満たす事業者は、化学物質の取扱量と物質の排出量及び移動量の届出が義務付けられ、さらに、一定規模以上の事業所を有する事業者は、化学物質管理計画書や化学物質管理目標についても届出の必要がある。

⑪ 産業廃棄物

産業廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

また、建設工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）により、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又は一定規模以上の建設工事（その施工に特定建設資材を使用する新築工事等）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

⑫ 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建発第 3 号、平成 14 年 5 月 30 日最終改正）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制、再使用及び再生利用等の総合的対策を適切に実施するよう定められている。

⑬ 温室効果ガス等

二酸化炭素等の温室効果ガスに関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、令和 6 年 6 月 19 日最終改正）に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。事業者は本特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」（平成 17 年大阪府条例第 100 号、令和 6 年 3 月 27 日最終改正）に基づき、エネルギーを多量に使用する事業者等（特定事業者）に対し、大規模な建築物の新築の際に温室効果ガス等の排出を抑制する対策の計画や報告の届出、工事完了の届出等を規定している。

⑭ エネルギー

a. 省エネ法

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正）は、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2.8-26 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2.8-6 図のとおりである。可燃性天然ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率A指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率B指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準としてA指標は1.00以上、B指標は44.3%以上とすることが求められている。

第 3.2.8-26 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。

2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件をすべて満たす、設備容量が 20 万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。

(1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。

(2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」
(平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正) より作成〕

【火力発電効率のベンチマークA指標】



【火力発電効率のベンチマークB指標】

火力発電効率のベンチマークB指標の算定方法

$$\begin{aligned}
 &= \text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石炭火力の発電量比率の実績値} \\
 &+ \text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうちLNG火力の発電量比率の実績値} \\
 &+ \text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値} \times \text{火力のうち石油等火力の発電量比率の実績値}
 \end{aligned}$$

（発電端、HHV）

目標値：44.3%以上

$$\left[= 41\% \times \frac{26}{56} + 48\% \times \frac{27}{56} + 39\% \times \frac{3}{56} = 44.3\% \right]$$

第 3.2.8-6 図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標の実績について（令和5年度定期報告分）」（資源エネルギー庁、令和6年）より作成

b. 高度化法

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号、令和4年5月20日最終改正）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成28年経済産業省告示第112号、令和6年3月29日最終改正）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和12年度に44%以上にすることが求められている。

(3) その他、環境保全計画等

① 2030 大阪府環境総合計画

大阪府では、2020 年度を年限とする「大阪 21 世紀の新環境総合計画」に基づき、持続可能な社会の構築に向けて低炭素・省エネルギー社会、資源循環社会、魅力と活力ある快適な地域、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会の分野ごとに個別計画を策定し施策を展開してきたが、近年、気候変動による自然災害リスクの増大など環境問題はさらに深刻度が増していることに加えて、人口減少や高齢化社会など社会・経済活動とも密接に関係していることから、今後は環境・社会・経済それぞれの課題の改善を図る考え方や取組が求められている。そこで 2030 大阪府環境総合計画として、大阪府域における 2050 年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えて 2030 年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にしている。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、第 3.2.8-27 表のとおりである。

第 3.2.8-27 表 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

項目	概要
2050 年の 目指すべき将来像	●日本を代表する大都市・大消費地として、現在だけでなく将来にわたって、限りある資源や自然の恵み、良好な環境を保全しつつ、社会・経済が安定して繁栄し、社会構造・産業構造を転換させる革新的な技術・サービスが発達することにより、府域におけるCO₂排出量の実質ゼロ、大阪湾における海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロ、資源循環型の社会が実現している。 ●府民、事業者、研究機関やNPO等の民間団体、行政など各主体における1つ1つの取組が大きな力となって、快適で文化的な生活や健全で豊かな環境を創り出している。 ●「いのち輝く未来社会」を世界に発信する2025年大阪・関西万博の開催を跳躍台として、環境はもとより経済・社会・文化など様々な面で、世界と積極的につながるなど国際的な影響力を発揮している。また、現在、そしてこれからの府民の営みは、次世代とつながり、その影響は将来に波及し、持続可能な社会が構築されている。
2030 年の 実現すべき姿	●脱炭素・省エネルギー SDGs 実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 再生可能エネルギー由来の電気などCO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。 ●資源循環 サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要なものが生産され、3Rの取組が一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。 ●全てのいのちの共生 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。 ●健康で安心な暮らし 澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。 ●魅力と活力のある快適な地域づくり 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。 ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

「2030 大阪府環境総合計画～いのち輝くSDGs 未来都市・大阪をめざして～」
(大阪府HP、閲覧：令和7年5月) より作成

② 大阪市環境基本計画（改定計画）

大阪市では、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」（平成 7 年大阪市条例第 24 号）を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んできた。

世界においては、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となる中、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択されたことを受け、大阪市においても SDGs の考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）を策定し、2030 年度（＝SDGs のゴール）を目標年度として、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をめざして取組みを進めてきた。

大阪市は、基礎自治体として、環境・経済・社会を含む幅広い市民生活の領域全般にわたり、持続可能な社会の実現に向けて的確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められており、また、SDGs が達成された社会の実現をめざし、環境問題を含め様々な課題の解決に向けた取組みが実施される大阪・関西万博の開催地として、SDGs 達成に向けた取組みを強力に進めていくことが求められていることから、計画を見直し、SDGs の考え方を活用した前計画を維持するとともに、国内外の動向を踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざすこととして計画を見直した。

「大阪市環境基本計画（改定計画）」の概要は、第 3.2.8-28 表のとおりである。

第 3.2.8-28 表 「大阪市環境基本計画（改定計画）」の概要

項目	概要
計画期間	2030 年度まで（＝SDGs のゴール）
環境施策の体系	●脱炭素社会の構築 ①再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用 ②徹底した省エネルギーの推進 ③移動の脱炭素化 ④脱炭素型のまちづくり ⑤CO2 吸収源に関する取組み ⑥気候変動への対応に関する取組み ●循環型社会の形成 ①2Rを優先した取組みの推進 ②分別・リサイクルの推進 ③環境に配慮した適正処理 ④ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり ●快適な都市環境の確保 ①自然との共生・生物多様性保全の推進 ②気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策 ③都市環境の保全・改善の取組み ●地球環境への貢献 ●すべての主体の参加と協働 ①環境教育、啓発の推進 ②環境影響評価による環境配慮の推進 ③大阪市が率先する取組み
施策展開の戦略	●地域、市民、事業者との連携強化 個人・家庭・地域コミュニティ・事業者などそれぞれの単位で、ライフスタイルや経済活動、さらには社会の仕組みを環境に配慮したものへと変革していく動きを加速化する。 ●環境、経済、社会の統合的な向上 健康で安心、快適な市民生活と活発な企業の経済活動を支える都市としての機能の向上を図る。 ●持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用 AI, IoTなどの新しい技術やイノベーションの実用化のフィールドとなって、事業者や経済団体と連携し安全性や経済合理性を確保しながら、開発や普及を進める。 ●国際展開の強化 国連環境計画国際環境技術センター、公益財団法人地球環境センター、事業者など、ステークホルダーとの連携を図り、「オール大阪」で国際協力・国際貢献を強化する。 ●持続可能で効率的な行政運営 経費削減に不断に取り組むとともに、行政運営を担う組織の縦割りの克服と、環境意識の浸透を含めた職員の質の向上に努める。

「大阪市環境基本計画（改定計画）－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－2025-2030」
（大阪市HP、令和 7 年 5 月）

より作成

③ 堺環境戦略

堺市では、「堺市環境基本条例」（平成9年堺市条例第13号、平成29年6月26日最終改正）に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として、環境問題を取り巻く国内外の潮流を踏まえ、2050年を目途とした長期的な環境の将来像等、堺市の環境行政における新たなビジョンとなる「堺環境戦略」を令和3年に策定している。

「堺環境戦略」の概要は、第3.2.8-29表のとおりである。

第3.2.8-29表 「堺環境戦略」の概要

項目	概要
基本的な考え方	次の4つの考え方を基本とし、「世界をリードする環境先進都市」をめざす。
4つの考え方	①気候変動対策を全ての軸足に SDGs採択の1つの大きな契機でもあり、世界的な課題である「気候変動・気候危機」への対応に軸足を置き、資源循環、自然共生、安全・安心を網羅的に達成する。 ②環境を基盤とした社会の変革 ビヨンドSDGsを見据え、環境を基盤に、福祉・ジェンダー平等など社会面、雇用・経済成長など経済面も含めた社会全体の変革を促し、持続的に発展し続ける強靱な堺を将来世代につなげる。 ③市民の幸福のための環境イノベーション 様々な環境イノベーション技術の導入により、将来の堺に暮らす市民を誰一人取り残さず、安心して暮らし、活躍する、幸福度の高い都市を実現する。 ④パートナーシップによる“循環”・“共生” 幅広い関係者とのパートナーシップによる地域内共助に加え、友好都市など周辺地域と地域資源を補完し合い、支え合う、自立・分散型の社会の中核を担う。

〔「堺環境戦略」（堺市、令和3年）より作成〕

2. 自然関係法令等

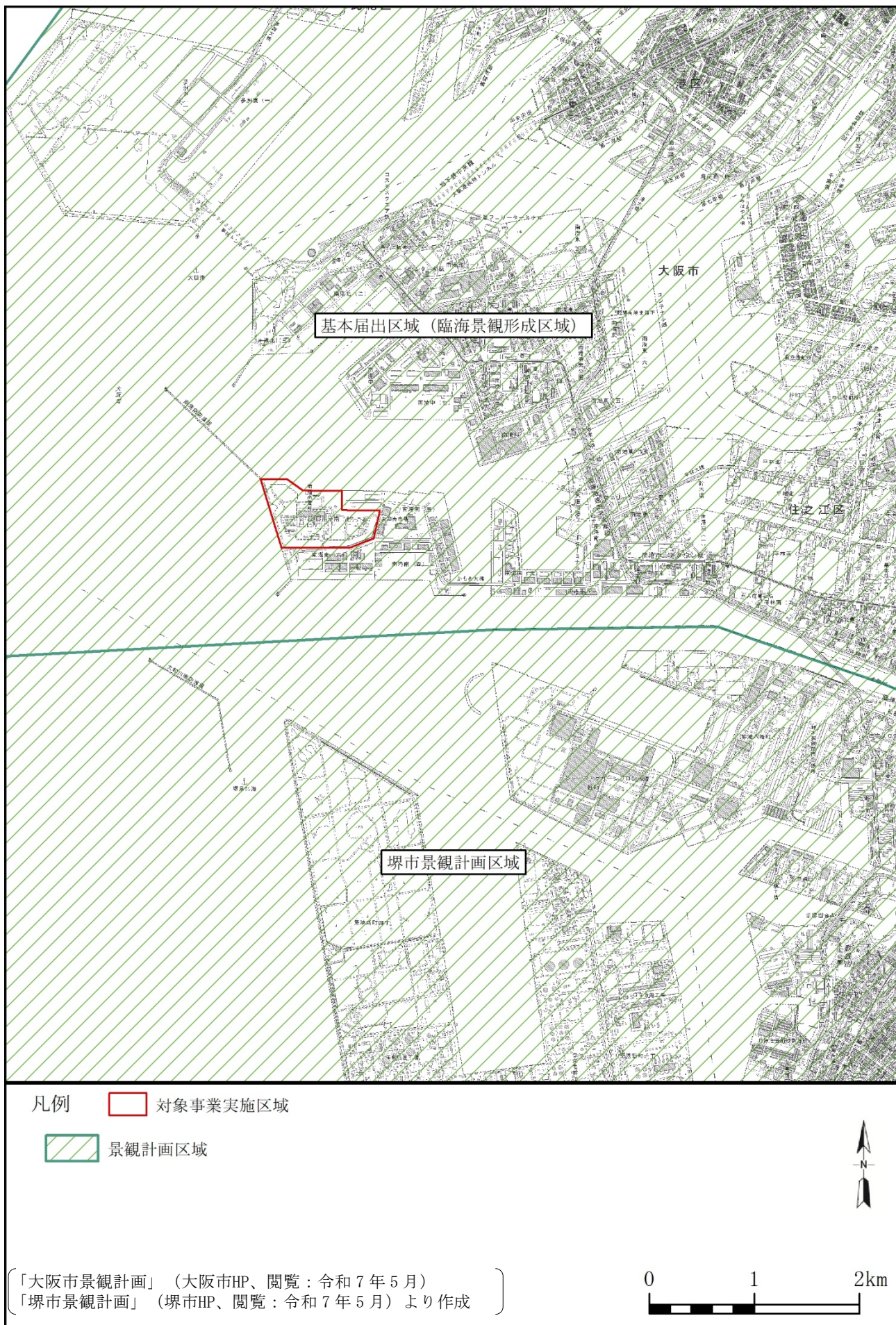
大阪市、堺市並びに対象事業実施区域及びその周辺における自然関係法令等による地域指定の状況は第3.2.8-30表、対象事業実施区域より1kmの範囲内に指定地域がある景観計画区域の位置は第3.2.8-7図、国土防災関係区域の位置は第3.2.8-8図のとおりである。

第3.2.8-30表 自然関係法令等による地域指定の状況

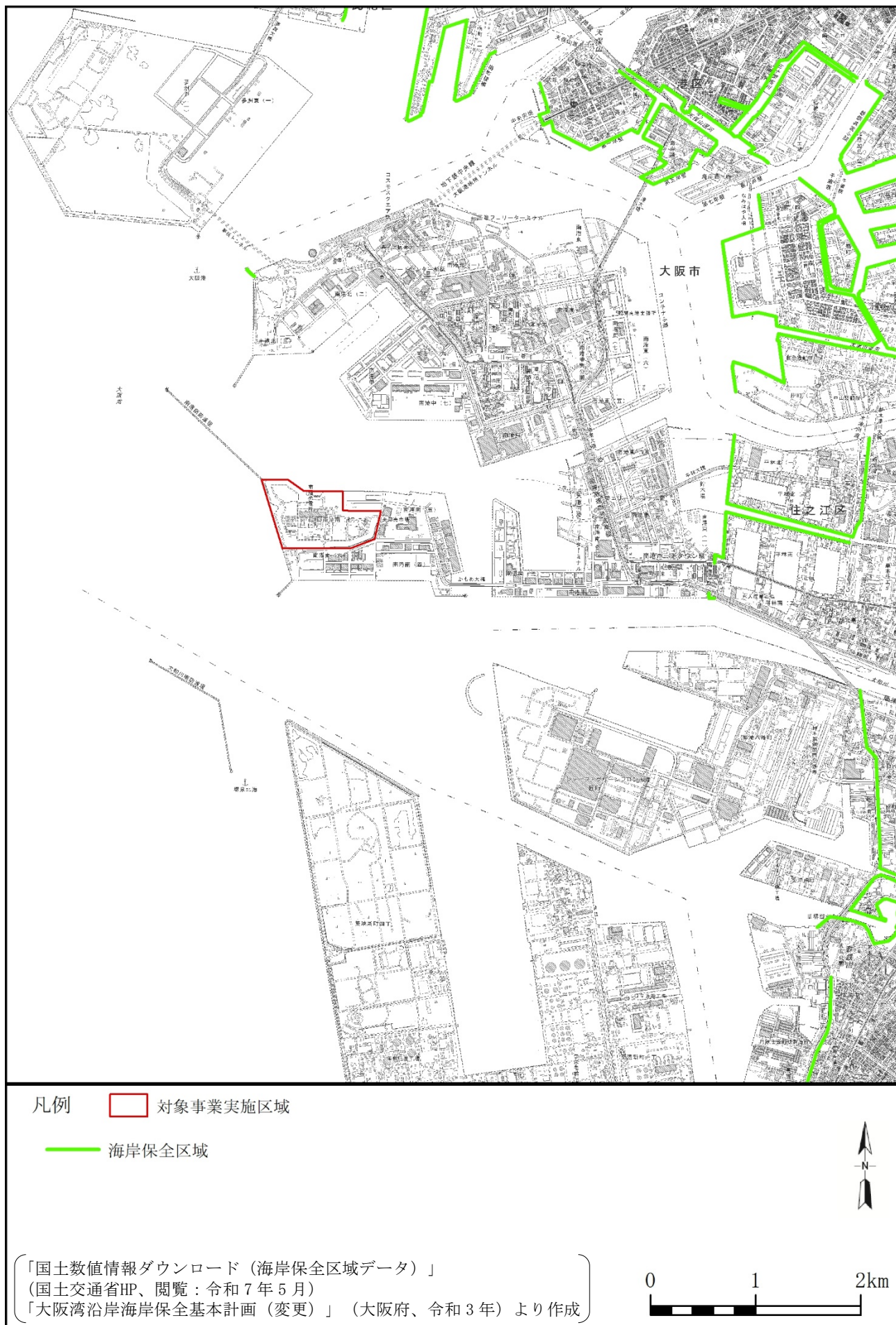
地域その他の対象			指定等の有無				関係法令等
			大阪市	堺市	対象事業 実施区域 より		
					5km	1km	
自然保護	公園 自然	国立公園	×	×	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	×	×	
		府立自然公園	×	×	×	×	大阪府立自然公園条例
	保全 自然 地域 環境	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	×	大阪府自然環境保全条例
		緑地環境保全地域	×	×	×	×	
	自然遺産		×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	緑地	特別緑地保全地区	○	○	×	×	都市緑地法
		緑地協定	○	○	×	×	
		近郊緑地保全区域	×	×	×	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
		生産緑地地区	○	○	×	×	生産緑地法
	動物 植物 保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	○	×	×	×	
		登録帳に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
		保護水面	×	×	×	×	水産資源保護法
		防除の公示、確認または認定が行われた区域	○	○	○	○	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
文化財保護	文化遺産		×	○	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	建造物	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	○	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
	史跡・ 名勝	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	○	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
	天然 記念物	国指定	○	○	×	×	文化財保護法
		府指定	○	○	×	×	大阪府文化財保護条例
		市指定	○	×	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例
景観保全	風致地区		○	○	×	×	都市計画法
	景観計画区域		○	○	○	○	景観法
	景観地区		×	○	×	×	
	沿道・沿線地域		×	×	×	×	大阪府景観条例
国土防災	保安林		×	×	×	×	森林法
	海岸保全区域		○	○	○	○	海岸法
	砂防指定地		×	×	×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	×	×	地すべり等防止法

注：「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

「都市緑化データベース」（国土交通省HP、閲覧：令和7年5月）
「大阪府内指定文化財一覧表」（大阪府HP、閲覧：令和7年5月）等より作成



第 3.2.8-7 図 景観計画区域



第 3.2.8-8 図 国土防災関係区域の位置